

1. 議事日程（令和7年第2回北広島町議会定例会）

令和7年6月12日
午前10時開議
於 議場

日程第1

一般質問

一般質問

《参考》

中 村 忍	稲作を次の世代に受け継いでいくために
泉 田 晓 彦	国民健康保険税及び介護保険料を問う
敷 本 弘 美	高齢者福祉の充実を問う
佐々木 正 之	2030年の社会と子どもたちの未来について part 2
亀 岡 純 一	財源確保に向けた取組を

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 亀 岡 純 一	2番 宮 本 裕 之	3番 坂 本 伸 次
4番 石 坪 隆 雄	5番 佐々木 正 之	6番 伊 藤 淳
7番 中 村 忍	9番 沼 田 真 路	10番 泉 田 晓 彦
11番 敷 本 弘 美	12番 湊 俊 文	

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 箕 野 博 司	副 町 長 畑 田 正 法	教 育 長 増 田 隆
芸北支所長 村 竹 明 治	大朝支所長 矢 部 芳 彦	豊平支所長 熊 谷 忠 明
危機管理課長 川 手 秀 則	総務課長補佐 原 田 靖 久	財政政策課長 国 吉 孝 治
管財課長 高 下 雅 史	まちづくり推進課長 小 椿 治 之	税務課長 植 田 優 香
市民保健課長 迫 井 一 深	福祉課長 細 居 治	こども家庭課長 芥 川 智 成
環境生活課長 出 廣 美 穂	農林課長 宮 地 弥 樹	商工観光課長 大 本 賢一郎
建設課長 藤 井 尚 志	消防課長 笠 道 宏 和	教育課長 植 田 伸 二
会計管理者 大 畑 紹 子		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三宅克江 議会事務局 田邊五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 00分 開議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） おはようございます。議会においては服装をクールビズにすることとしております。暑い方は上着を脱いでいただいて結構です。質問並びに答弁を行う際は、マイクを立ててからはっきりと発言するように努めてください。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 一般質問

○議長（湊俊文） 日程第1、一般質問を行います。質問時間は30分以内とします。また、質問及び答弁においては簡潔に行っていただくようお願いをしておきます。質問の通告を受けておりますので、登壇してマイクを正面に向けて一般質問を行ってください。7番、中村議員の発言を許します。

○7番（中村忍） 7番、中村忍です。本日は令和7年3月改選後初めての一般質問です。新たなメンバー構成となった北広島町議会第6期議員として、町政の現状やこれからの方針などについて、様々な視点から質問を行うことを通し、よりよいまちづくりに貢献していく所存でございます。さて、本日はさきに通告しておりますように、稲作を次の世代に受け継いでいくためにというテーマで、本町のこれから米づくりについて伺ってまいります。去年8月、スーパーの売場から米が消え、現在の高値が続いている。そして今年3月、東京に全国から農家が集まり、米をつくっても食べていけず、このままでは米農家は減ると危機感を訴えた令和の百姓一揆は記憶に新しいところです。米農家の数はこの50年間で85%減少、農地面積も激減してきています。さらに全国の米生産者は、高齢化と後継者不足で米づくりを次世代に引き継いでいくことに不安を抱えています。米の需給バランスの推移予測、このことに係る最新の試算によりますと、生産者の減少により、2030年代には米の国内需給ができなくなるおそれがあると言われています。このような今こそ、国民の農業への理解と米づくりが持続していく確かな道筋をつくり上げていくことが第一に求められるのではないでしょうか。さて本日は、地域計画と第4次北広島町農業振興計画を切り口として質問をしてまいります。まず、地域計画について伺ってまいります。これまで地域での話し合いにより、人・農地プランを作成、実行してきました。しかし今後高齢化や人口減少の本格化により、農業者の減少や耕作放棄地

が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地が利用されやすくなるよう、農地の集約化に向けた取組を加速することが必要となりました。このため令和5年4月1日に施行された農業経営基盤強化促進法等の一部改正に基づき、令和7年3月31日までに地域計画を全国の市町村が定めました。このことにより農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化など、農地利用の最適化を進めることになりました。法定化された地域計画の策定は、地域の農業を維持・発展していくためのスタート地点であり、地域農業の将来を築く上で極めて重要なことあります。さて、農業経営基盤強化促進法等の一部改正が行われましたが、どのようなことが改正されたのでしょうか。そして、このことによって何がどのように変わるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） このたびの法改正のポイントは3つあります。まず1つ目は、地域計画の策定が法定化されまして、町が農業者、農協、農業委員会などの関係者との協議を行いまして、将来の地域農業の在り方でありますとか、将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等定めました地域計画を策定、報告することとなりました。2つ目は、地域計画の達成に向けた農地の集約化を図るため、これまで可能ありました個人間での農地の貸し借りを行う際の農業委員会を通じました相対によります利用権設定ができなくなりました。今後におきましては、農地中間管理機構を通じました利用権設定が必要となりました。3つ目でございますけども、3つ目は、将来の農業の担い手の確保・育成に向けた体制を整備するため県が方針を策定いたしまして、支援体制を構築することとなっております。また、認定農業者に係る措置といったしまして、日本政策金融公庫から借り入れたお金が自己資本とみなされます資本性劣後ローンの融資を受けることができます。以上でございます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○7番（中村忍） ただいま改正点について3つのことをご説明いただきました。地域計画策定が法定化され、その目的、またどのようなメリットがあるんでしょうか、お伺いします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） この地域計画の法定化につきましては、担い手への計画的な農地集積によります地域農業の持続性を高めることを目的に行われました。農業者や農協、農業委員会などの関係者との協議の結果を踏まえまして、農業の将来の在り方に加え、農用地の効率的かつ総合的な農地利用の将来図といたしまして、10年後の地域の農地をどの担い手ごとに集積・集約するかを示しました目標地図などを作成することとなっております。メリットといたしましては、将来、10年後ではございますけども、この農地を誰が耕作するかなどの見通しをつけまして、将来像を地域関係機関で共有することで、地域内の農地で誰が何をどのような栽培方法で栽培していくかなどの地域内で進むべき農業の方向を定めることができます。また、農地集積を計画的に行うことで、農業をしていく担い手が耕作しやすい効率的な営農関係に変えていくことができます。そのほかでございますけども、地域計画に担い手農家を位置づけることによりまして、規模拡大ありますとか施設整備などを行う際に国の補助や支援を受けやすくなることでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○7番（中村忍） 地域計画の法定化によって地域の農業を将来に継続させていくために地域でよく話し合って、農地を利用しやすいように次世代へ引き継いでいくための道筋が示されたこと

が何よりのメリットではないかなと私は感じております。それでは次に移りますが、地域計画は、地域の農地利用や耕作者、農業への取り組み方、農業生産法人や非農家を含めた全員で話合い、これを町が取りまとめるものだと理解をしております。地域計画の目指すものは、それぞれの地域の特性に合わせて、担い手となる農業者が効率的な農業を展開し、安定的に収入を上げること、農業生産を維持していくこと、農地は、産業基盤であるとともに国土保全、防災等の多面的機能があり、これを守っていくこと。最適な土地利用を図ることが地域計画の狙うところだと思っております。以下、本町のホームページに公表された地域計画について伺ってまいります。1点目でございますが、地域計画には取りまとめた目標や、それに係る取組や措置が示されています。地域計画で目指すこれからの方針や基本的な考え方について伺います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 地域計画の方針や基本的な考え方でございますけども、地域計画は、農業者や農業委員会、それから農協などからの意見を基にしまして、地域の現状や課題を明確にし、その状況に応じまして、旧町単位で作成をしております。本町におきましては広大な面積を有しておりますので、標高差によります気候も地域ごとに異なります。また栽培される作物も地域ごとに特徴がある状況でございます。また、農業経営体につきましても集落営農法人が多い地域でありますとか、大型個人農家が多い地域など様々な状況でございます。地域計画におきましては、この各地域ごとの現状に応じた将来の農業の在り方を見据えながら、具体的な対策を講じていくことが必要であるというふうに考えております。今後につきましても農業関係者の皆様のご意見を伺いながら、将来の農業の在り方につきまして検討を行いまして、必要に応じまして計画の変更を行っていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○7番（中村忍） ただいまのご答弁で、地域計画が旧町ごとに整理されているとありました。地域計画を旧町ごとで整理するというのは、範囲が非常に広過ぎるんではないかと思いますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 地域計画でございますけども、この地域計画は地域ごとの現状と課題を把握いたしまして、将来の農業の在り方につきまして、10年後の姿を見据えた計画としていくこととしております。先ほども計画策定の基本的な考え方でも答弁いたしましたが、地域ごとの特性を生かした計画とする上で旧町単位が適切であるというふうに考えております。なお計画書とともに策定いたします農地の筆ごとの集積状況でありますとか、将来の集積計画をまとめた目標地図につきましては今後集落単位でありますとか、法人単位での聞き取り、あるいはアンケート調査を通じまして、地域の実情に合った目標地図を作成していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○7番（中村忍） ただいま、今後は集落単位や法人単位での聞き取りアンケート調査を通じて、地域の実情に合った目標地図を作成していくと、そういうご答弁をいただいたように思います。旧町ごとの地域計画ではあまりにも広過ぎてぼんやりするんじゃないでしょうか。ただいまご答弁をいただいたように集落単位や法人単位で10年後の未来を考える地域計画にすることで、住民の一層主体的な参加を求めていくことのほうが重要になってくるように思いますが、いかがですか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 全体の計画は旧町単位で行っておりますけども、目標地図につきましては、今後意向調査等も行う予定としております。それを踏まえまして、先ほど答弁いたしました法人単位でありますとか、あるいは集落単位、その辺のことにつきましては、また地域の皆さんと相談しながら、一緒になって個別のプランといいますか、そういったところにつきましては今後やっていきたいと思っております。ただ、先ほど答弁いたしましたように本町は広大な面積がございますので、その辺につきましては計画的に行っていく必要があるんじゃないかなというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○7番（中村忍） 大変広大な本町をしっかりと取りまとめていただく、そのことで10年先が開いていくんじゃないかな、そういうふうに思います。さて、次に参りますが、農地の貸出しに当たりまして、きめ細かな耕作条件、改善への支援が求められると書いてございますが、どのような対応をしていこうとしているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） この質問の内容につきましては、農業関係者からのヒアリングを行う際に出了意見といったしまして、地域計画の地域農業の現状及び課題のほうに記載しております。内容につきましては、ほ場整備を行っていない農地でありますとか、排水状況が悪い農地につきまして、出し手が基盤整備等を行ってまで貸し出す意欲がなく、借手がなく、農地集積・集約化が進まないおそれがある状況に対しまして、きめ細やかな耕作条件の改善の支援が求められるというものですございます。このような状況に対しまして考えられることにつきましては、中山間地域等直接支払交付金を活用いたしました簡易な基盤整備を行うでありますとか、多面的機能支払交付金を活用しました暗きよ排水工事などをを行うことが考えられます。しかしながら交付金の活用にも要件があることでございますので、案件ごとの確認が必要であるというふうには考えております。また、町単独の支援策といたしましては、北広島町地域施工支援事業によりますほ場の暗きよ排水工事費の一部を補助する制度もある状況でございます。また、農地中間管理機構を通じまして、出し手と借手のマッチングも行ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○7番（中村忍） 今、農地の貸出しについて様々な対応の在り方について示していただきましたが、このことは大変シビアな問題の一つであろうと思います。本当にこれから10年先を、その目的を共有していただいて、そのところがお互い理解が得られるように、また努めていく必要があろうかと思っております。さて、農業を営む者のマーケティング力の醸成を促す環境づくりとございましたが、一体これはどういうことでしょうか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） マーケティング力の力をいかに付けていくかということでございますけども、農業経営を営む上で生産技術の向上によります品質の高い農産物を生産するとともに、様々な販売ルートを活用いたしまして収益を確保し、経営の安定化を図ることは重要でございます。農産物の販売方法につきましても、農協に出荷し、市場で販売する方法でありますとか、SNSを活用した消費者への直接販売でありますとか、産直施設への出荷など様々な農産物の販売方法があります。いずれの販売方法におきましても市場動向でありますとか、消費者ニ

ズを把握いたしまして、戦略的に販売していくことが収益増加につながるというふうに考えております。これまでの取組でございますけども、米の生産者を対象にいたしまして、SNSを活用したPR方法の学習会でありますとか、米の小売店経営者によります米の魅力を消費者に伝える学習会などを取り組んできたところでございます。今後におきましても農業者の皆様にマーケティング力を身につけていただけますような研修会等を開催をいたしまして、そういうところ取り組んでいきたいと思っておりますし、先ほど言いました研修会の開催についても今後とも検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○7番（中村忍） 米づくりでございますが、もう米は1年に一度しか収穫できないのが米であります。そして気候や病害への影響も心配ですが、ちゃんと収穫できるか、ちゃんと売れるか、このことも最後まで分からぬのが現状ではないでしょうか。本当にそういうような中で、北広島町の米の魅力がいっぱい広がっていく、そういうふうなマーケティングができる事を願っております。さて、地域計画の過程で協議の場の設定を行うと定められています。どのようなメンバーで協議し、策定されたのでしょうか、お伺いします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 地域計画の協議の場のメンバーでございますけども、この地域計画の策定につきましての素案につきましては町が策定いたしまして、各地域で農業委員、それから農地利用最適化推進員、集落営農法人の代表者等、それから農協、県、西部農林事務所・農村振興課でございますけども、その方、それから町で内容を協議して策定したものでございます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○7番（中村忍） 一番当事者となるべき農業者のほうの数が私は少ないんじゃないかというふうに感じております。地域で議論なり話し合いを尽くしたとはとても言い難い状況ではないかと思っております。策定者である町は守るべき農地を把握した上で、地域の関係機関との議論を深めるのはもちろんのこと、農業者とともに地域の今後について積極的に話し合って、地域計画の策定で農地を地域で守る意識形成を図っていく必要があるはずです。計画の実行者である農業者たちが自分たちの計画と思って行動できるようでなければ、どんな立派な計画であっても前に進まないと思います。この地域計画を絵に描いた餅にさせないために、今後どうブラッシュアップしていくのか、今後の対応を伺います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 地域計画につきましては、この7年の3月に策定したものでございますけども、策定しただけではなくて、この地域計画につきましては、農業関係者との協議を設けまして毎年更新することとなっております。議員のご指摘ありますとおり、現時点では農業者でありますとか、農地の所有者などとの協議が十分に行われておらず、将来の農業の在り方でありますとか目標地図が皆さんと共有されている状況にないとは認識しております。今後の取組といいたしましては関係機関と連携しまして、再び場整備などの事業に取り組む地域でありますとか、集落営農法人単位などで農地の所有者の意向調査を行いまして、それから担い手農家の意向調査も計画的に行いまして、10年後の地域農業の在り方について皆さんと一緒に考えていくかというふうに思っております。地域計画のこの内容の検討につきましては、町民の皆様のご協力が必要不可欠というふうに考えております。町民の皆様にも参画していただけるように啓発にも取り組んでいこうというふうに考えているところでございます。以上で

す。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○7番（中村忍） 今後しっかりと深めていくという答弁でございました。地域計画といつても、まだ私たちの住んでいる地域では多くの方に意識されていないのが現状のように思っております。地域計画を実のあるものにするには、自分たちの地域をどうしていきたいのか。守りたい農地、保全したい農地はどこなのか。そのために何がしたいのかという問い合わせ大切にして、地域計画・目標地図を共有し、計画の実現は、地域に必要なことだということを納得してもらって取組に参加し、協力してもらうようにしていくことが必要ではないかと思います。そのために十分な協議の場を持つようにしていただきたいと思います。さて、次の話題に移ります。第4次北広島町農業振興計画について伺ってまいります。農業従事者の高齢化、担い手の減少等の後継者不足、荒廃地の増加、ほ場の再整備、新たな担い手の人材育成及び産地強化への対策、資材高騰による生産コストの増や農産物価格の低迷による農業所得の減少などの課題を踏まえ、再ほ場整備、スマート農業の推進による生産基盤の強化、北広島町プランディングの推進、構築、新たな商品開発、販路開拓等による農業者の収益拡大、担い手確保等の人材育成による産地強化及び他の施策との連携を重点施策とした第4次北広島町農業振興計画が今年3月施行されました。第4次北広島町農業振興計画策定の方向性や基本的な考え方についてお伺いします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 第4次北広島町農業振興計画でございますけども、この計画につきましては、第2次北広島町総合計画を上位計画に位置づけまして、令和7年3月に策定したものでございます。計画の重点対策といたしましては、先ほど議員が述べられた内容を定めております。その中でも第4次の計画におきましては、再ほ場整備とスマート農業の推進、それからお米を含めた農産物の北広島町プランディングの推進・構築、それから農産物を活用した商品開発等によります農業者の収益拡大について内容を拡充しているところでございます。本町の農業・農村・食糧を巡ります動きは目まぐるしく変化しております。農業従事者の高齢化、担い手不足、有害鳥獣対策、資材高騰によります生産コストの増など農業の衰退によります集落機能の低下も危惧されます。第4次の計画につきましては、農業従事者、住民、関係団体、行政等が連携して、様々な取組を総合的に推進いたしまして、本町農業の持続的な発展を目指す基本方針といたしまして策定したものでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○7番（中村忍） 基本方針については理解いたしました。続いて、第4次北広島町農業振興計画のこの中には5つの基本目標とそれに対する施策がございますが、それについて、以下伺ってまいります。1点目です。農用地の保全と集積についてです。農業従事者の減少や高齢化を背景に農地の遊休化が進んできています。管理されていない農地で害獣の出没や害虫の発生が増えてきています。このような耕作放棄地の現状の把握と今後の対応について伺います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 農業従事者の高齢化によりまして農業を継続することができず、リタイアされる方もおられる状況でございます。その際におきまして、地域に担い手農家がおられましたら、農地中間管理機構を通じまして担い手農家への農地集積を進めておる状況でございます。しかしながらほ場の面積でありますとか排水状況、水問題などの条件が悪い場合につきまして

は、耕作者が確保できないほ場も発生したりしているような状況でございます。議員質問の耕作放棄地の現状把握につきましては、2020年に実施されました農林業センサスから調査項目がなくなった状況でございますので、把握はできていない状況でございます。農業委員会のほうにおきまして非農地と判断されました農地面積につきましては、平成29年8月からの調査で、町内全域で約284.6ヘクタールありますと増加傾向の状況ではございます。それから将来的に非農地となります危険性がある再生利用が困難と見込める荒廃農地、いわゆるB分類と言われております面積につきましても年々増加しておりますと、令和5年度の調査におきましても、町全域で426筆、約16ヘクタールが確認されているような状況でございます。今後におきましては、この耕作されていない農地を増やさないためにも、農地所有者に農地管理の意向調査を実施するとともに、農地管理機構を通じました担い手の農地集積を促進していくといったふうに考えております。また、先ほど言いました意向調査の結果も含めまして、目標地図、地域計画の見直しも行いまして、可能な限り耕作されない農地を増加させないような取組を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○7番（中村忍） 可能な限り放棄地を増やさないようにしていくと。そういうご答弁でございました。しかし今、農地を見よったら、近所のほうでも随分耕作放棄地が増えてきよるなというのが現状です。本当に地域計画での話し合いをしっかりと早めに進めていただいて、そういう土地がなくなるように、またご努力いただければと思います。それでは、住民の要望として多いことでございますが、鳥獣害被害防止に係る対策強化について伺います。とりわけシカの被害が多くて、このことに対して住民の要望が多いように把握しております。今後の対応についてお伺いいたします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 令和6年度における農産物の鳥獣被害額は622万2000円で、前年度の375万4000円と比較いたしますと、増加傾向にあります。被害額につきまして鳥獣ごとに区分はしておりませんけども、令和6年度のシカの捕獲頭数を見ますと1334頭で、前年度が999頭でございますので、比較いたしますと増加傾向にございます。シカの捕獲方法でございますけども、箱わなが235頭、くくりわなが967頭、とその他が132頭、内訳としましては、囲いが99頭、銃が33頭という状況でございますけども、くくりわなが比較的有効でございます。また、このくくりわなでの捕獲数の向上の一つの手段といたしまして誘引捕獲があります。被害防止には捕獲のみならず、農地も守ることも重要というふうに考えております。これらの技術指導につきましては、広島県鳥獣対策等地域支援機構、いわゆるテゴスと協力しながら、地域に出向いて支援をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○7番（中村忍） シカの捕獲頭数でございますが、1334頭ということで、テゴスの方ほか町内の獵友会の方、多くの方に感謝しなければならないと思います。しかし、まだまだ獲っても獲っても個体数はまだ減っていないのが現状であります。これからも一層の強化を求めると思います。本当に住民の皆さんのがんばりでありますので、その点よろしく取り組んでいただければと思います。続いでございますが、農地バンク事業、農地中間管理事業を活用することで、農地の出し手、農地の受け手、そして地域にはどんなメリットがあるのでしょうか、

お伺いします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） この農地バンク事業でございますけども、農地を貸したい方と借りたい方のマッチングを行いまして、担い手などの耕作者に農地を集積いたしまして、農地の有効活用を推進する事業となっております。出し手は自ら耕作者を探す必要がなくなります。また、受け手のほうは、自分が求める条件に合った農地を効率的に探すことができます。また農地中間管理機構が受け手から借地料の徴収をいたしまして、出し手に支払いを行うことから金銭面のトラブルも起こりにくいということもメリットの一つでございます。地域にとっては、耕作されない農地が増加することが抑制されまして、景観でありますとか自然環境が保全されるメリットもございます。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○7番（中村忍） この農地中間管理事業というのは、少し前から始まった事業であります、この農地バンク事業のメリットをしっかりと周知されて、耕作者への土地の集積が進むように、今後の事業を一層進めていくことが一つの肝になろうかと思います。その辺また重視していただければと思います。続いて、多様な担い手の確保の育成についてです。新規就農者確保・育成・支援の具体的な内容についてお伺いします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 新規就農者の支援等の内容でございますけども、本町におきましては新規就農総合対策事業によりまして、新規就農希望者の募集、それから新規就農研修生の認定、それから先進農家における2年間の実地研修、県・農協とも連携いたしました座学研修、新規就農施設の整備、就農後のサポートなど総合的な支援を行っております。また、技術的な支援に加えまして、研修期間の生活費支援、それから就農施設の整備に対する支援、それから就農後の経営安定化に向けた支援など、国の補助金と単独町費によります補助金などの金銭的な面での支援も行っている状況でございます。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○7番（中村忍） 新規就農者、私がよく見かけるのは、ミニトマトをつくられる方、ご夫婦で本当に一生懸命取り組まれている姿が印象的でございます。米農家のほうは少し少ないようですが、また米農家を目指す方にもご支援のほうをお願いしたいと思います。さて、農業経営の法人化等の推進において、法人組織は100ヘクタールの経営規模を目指すとしています。水稻は作付規模によってコストが減少していく典型的な作物でございますが、農機具代などを考慮したら50ヘクタールの規模にとどめておいたほうが収益は高いとも言われておりますが、どうなんでしょうか、お伺いします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 将来的には稻作を担う農家、担い手農家が不足することが想定されまして、1農家、1法人組織が耕作いたします面積が大きくなっていくことが考えられます。しかしながら、農業集落法人の構成員の高齢化も進行していることから、地域農業の持続性を向上させるためには法人組織の経営規模を拡大するとともに、担い手の育成・確保、再ほ場整備によります基盤整備、スマート農業技術の導入など、農作業の省力化や効率化に総合的に取り組みまして収益性を高めることで、100ヘクタール規模に対応できる経営体を育成していくことが必要であるというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○7番（中村忍） ただいまお答えいただきましたように、高齢化が進む中で大きな農家へ土地を集積していく、こういうことが求められて、結果として100ヘクタールを超えるそういうふうな農地の経営を行っていくような未来があるように思います。しかしメガファーム構想で期待されるこの最大のメリットは、効率化による生産性の向上であろうと思うんですが、一方デメリットとしては、歩留りにも大きな影響を受けることでございます。そのようなご注意も要るんじゃないかなというふうに考えております。また、本町のような中山間地では土地の集積が難しい場合もあります。慎重な対応が今後求められると思います。本当に生産量が減らないように、そういうところへ配慮しながらの取組が必要になってくるんではないかと思います。さて、3点目でございます。環境に配慮した農業経営の実現についてです。堆肥等自給飼料生産活用の現状についてお伺いします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） この家畜の排せつ物の管理・利用につきましては、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律によりまして、管理の方法でありますとか土壌改良資材としての活用を定めております。畜産農家におきましても、堆肥舎を整備いたしまして堆肥化を行っておりまして、生産された堆肥につきましてはWCSでありますとか飼料用米などの自給飼料の生産でありますとか、町内の稻作農家や園芸農家でも使用されている状況でございます。産地交付金を受給しておりますWCSの作付面積、刈取り面積でございますけども、令和6年度の実績で言いますと、51ヘクタールの状況になっております。そのうち牛ふん堆肥を活用した生産面積につきましては42.1ヘクタールとなっておりまして、約850トンの堆肥を使用しているような状況でございます。今後におきましても、この耕畜連携、資源循環につきましては重要な施策というふうに考えておりますので、今後ともマッチング等含めまして取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○7番（中村忍） 今言ったように、耕畜連携を積極的に進めていくというのは、本町はとても重要視しなければいけない、そういう取組であろうと思っております。ただいま、牛ふん堆肥を活用した生産面積が42ヘクタール、そして850トン余りの堆肥を使用している。この数字についてどのように評価されますか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 町内循環につきましては、ある程度の成果は上がっておりますけども、畜産農家の話を聞きますと、自給飼料の確保に現在不安定な海外情勢等によりまして配合飼料等の確保に困難されている状況でございます。そういった中で、耕畜連携は今後も必要と思っておりますので、進めていきたいというふうに思っております。ただ、令和7年度の状況を見ますと、やはり主食用米の価格が高いというような状況がございまして、作付面積の、まだ概算値でございますけど、そのような状況を見ますと、飼料用米、あるいはWCSがやはり主食用米のほうに転換しているような状況も見られます。米価が今後どうなるかによって、この辺の動きも非常に不安定な状況でございますけども、それぞれの農家さんのご意見を聞きながら、できるだけマッチングできるような取組を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○7番（中村忍） 農家の声もしっかりと受け止めていただきたいと思います。さて、稻ですが、一般的には高温に弱くて、日中の気温が35度を超えると品質が低下すると言われております。品種改良も考えられますが、どのような対応していくんでしょうか。また、どのようにされていくのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 昨年におきましては、高温によります米の品質低下でありますとか、生産量の低下があったといった状況は認識しているところでございます。近年、全国的にも高温によります米の品質低下が課題となっておりまして、高温耐性品種の生産が拡大している状況でございます。本町におきましても、今後気温が高くなっていくことも考えられますような状況でございますので、新たな品種の導入につきましては、育苗段階からの栽培方法でありますとか指導までの様々な課題があることから、今後につきましては県や農協とも連携しながら、この高温耐性品種の導入でありますとか、既に栽培されております高温耐性品種の栽培面積の拡大などの対策を検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○7番（中村忍） 令和6年産の米の量の減少、これも高温に対する米が弱いということが原因の一つでもあるというふうにも言われております。そういう中で、大きな被害が出る前にご対応いただければと思います。さて、農林水産省は2021年5月にみどりの食料システム戦略を策定し、生産力向上と持続性の両立に向け、2050年までに目指す姿として、農林水産業のCO<sub>2</sub>のゼロエミッション化の実現や、事業系食品ロスの最小化など14の目標を設定しております。その中で持続的な生産体系の構築に向けて、化学肥料の使用量30%低減や有機農業の取組面積の割合を耕地面積の25%にすることを目指しています。全国的にも有機栽培の関心は高まってきております。また、世界のオーガニック食品の市場は、ここ20年で10倍以上の市場規模に成長しております。本町の有機農家の実施状況と推進についての考え方や、今後の取組の内容と進め方についてお伺いします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 有機農業等の推進でございますけども、本町におきましても有機農法を取り入れて、少量・多品目の野菜を栽培されている農家もあります。現時点といたしまして、町のほうで有機農法を推進する取組は行っておりませんけども、水稻への有機堆肥の活用に対して補助金を交付するなど、化学肥料の低減にも取り組んでいるような状況でございます。また、このたび県主導でみどりトータルサポートが設立されまして、県、JA全農ひろしま、農協、市町が加盟いたしまして、環境負荷軽減のための生産技術・販売・経営等の課題解決を図りまして、県内で広く環境負荷低減の取組が進められるような支援を行っていくこととなっております。本町におきましても、みどり認定を受け、環境負荷低減に取り組む農家も出ておりますので、関係機関と連携しながら取組をサポートいたしまして、生産性、収益性の向上についてつなげていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○7番（中村忍） まだまだ、まだ始まった、そういう段階であろうと思います。今後そういう農家へのご支援も積極的にお願いできればと思います。さて、学校給食への有機農産物の導入についてでありますか、この現状と今後についてをお伺いいたします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 学校給食への有機農産物の導入には、まとめた一定の量と一定の規格が必要であること、給食費に影響する価格が割高であることから、本町の現状としましては、地場の農産物の使用に努めているところです。その中で、昨年度供用開始した北広島町学校給食センターでは、一定量の減農薬・減肥料で栽培された米を使用しています。今後に向けては、全国的な流れからも、自然環境保護や食の安全確保への対応として、有機農産物の導入と活用は検討すべき課題であると認識しています。実際に学校給食へ有機農産物を導入するには、量の確保と価格への対応が必要であり、市場の拡大による安定的な供給が望まれる中、部分的でも導入する方向で取り組んでまいります。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○7番（中村忍） 学校給食のほうでも取り入れていくようにというふうなご答弁だったと思います。有機農業を一步進めるためにも役場内で横断的に取り組み、官民連携できる協議会の発足など、一步前に進める取組も必要かと思いますが、見解を伺います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 体制等の質問ということでございますけども、まずは先ほど答弁いたしました広島県みどりトータルサポートのほうが来月の7月上旬に設立総会があるというふうになっております。本町のほうも参画する状況でございます。そういったサポートチームのご支援等の内容踏まえながら、今後この地域での体制づくり、農協でありますとか県でありますと西部農林事務所、それから西部の指導所の管轄になってきますけども、その辺との連携につきましては課題でありますとか、どういうふうに普及していく必要があるのか。どういう体制をつくっていくかについては、そのサポートチームとも連携しながら取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○7番（中村忍） 分かりました。4点目でございますが、農畜産物のブランド化等の推進についてでございます。全日本お米グランプリ、米どころ北広島のPR、おこめのわわわプロジェクトなどで、米どころ北広島の認知も広がっているようです。今年の取組はどのようにされるのでしょうか。また、ふるさと納税の返礼品としてはどのような状況でしょうか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 全日本お米グランプリ in 北広島町につきましては、第4回大会を12月7日の日曜日に開催することとしております。昨年の第3回の大会におきましては、全国から37品種、298点の出品があった状況でございます。また町内からも88点の出品がありました。この大会の参加に出品される農家におきましては、この出品を機会に食味値に関心が高まり、肥料や栽培方法の研究される農家も出てきております。また、この大会の参加をきっかけに良質米の生産に取り組まれている農家が増えることにつきましては、本町の米の品質の底上げになりまして、米どころ北広島町を目指す本町におきまして、とても重要な取組であります。大会開催の一つの効果だというふうに考えております。次に米どころ北広島町のPRについてでございますけども、令和4年度から国の交付金でありますデジタル田園都市国家構想交付金を活用いたしまして取組を進めている状況でございます。これまでに今後の取組を進めます将来ビジョンの作成でありますとか、米の生産農家の方を対象としたワークショップを開催いたしまして、SNSを活用いたしました情報発信の研修会、それからお米のブ

ランド化に向けました研修会などを開催したところでございます。また、インスタグラムを活用いたしまして、町内産米を食べられる町内外の飲食店の紹介を行いまして、北広島町産米を食べていただける機会も創出しているような状況でございます。それから、昨年度から町内産米を使用いたしました商品開発に取り組んでおりまして、本年度中に2合入りのお米の真空パックいたしましたお土産品を開発していきたいというふうに考えております。そのほか農業を通じましたツーリズムの開発などありますとか、お米をキーワードに農業者の所得向上や地域の活性化に取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○7番（中村忍） ただいまご答弁いただきましたように、お米の品質をしっかりと上げるように努力される農家も増えてきているよということをお伺いしました。本当に心強いところでございます。また、広島のほうに行ったら、北広島町の米というでのぼりが立ってる。そういうところ見ます。何かすごくほっとしたような気持ちになれる、そういうものではございます。また新たな2合入りのパックも多くのファンが出てくれることを願っております。さて、もうかる農業、もうかる米づくり、そのようにするためにどのようにかじを取っていこうとしているのでしょうか、お伺いします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） もうかる農業、米づくりいかにしていくかでございますけども、近年米価の高騰、少し高い値段が続いておりますけども、そういった中で、農家の所得が一部では向上しておりますけども、先ほど言いましたように、先行き不透明な状況ではございます。今後の米農家の所得向上を図る上で生産コストの縮減を図りまして、米価が下落に転じても収益を確保していく生産体制を構築をしていくことが必要だというふうに考えております。スマート農業技術の導入によります水管理作業や防除作業などの省力化、直まき栽培によります育苗・移植作業の省力などもコスト縮減に有効だというふうに考えております。それから、町が令和4年度から実施をしておりますスマート農業技術の導入に向けた実証試験の結果などを町民の皆様にお伝えいたしまして、スマート農業技術の導入も推進していきたいと思っております。併せて再ほ場整備等によります基盤のほうの整備することによってのコストの縮減等も図っていきたいというふうに考えております。それから米どころ北広島町の発信に継続的に取組を行いまして、消費者に町内産米を選んで購入していただくような取組もしていきたいというふうに考えております。このような生産から販売までの総合的な取組によりまして、米の生産、農家の所得向上に取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○7番（中村忍） 今おっしゃっていただいたように生産から販売まで総合的に取り組んで、所得向上に取り組むということでございました。本当に農家としては価格転嫁できん、そういう弱みもございます。そういう中で、しっかりとご支援いただければと思います。さて、5点目でございます。農業支える基盤づくりについてでございます。ほ場再整備、第2次ほ場整備、農地中間管理機構関連農地整備事業について、地元住民との話し合いや県との調整など、町内の事業の進捗と今後についてお伺いいたします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 再ほ圃場整備、第2次のほ場整備事業につきましては、今後の農業従事者の高齢化対策、それから次世代につなげます農業に向けての重要な対策として考えておりま

して、旧町単位でのモデル地区の取組をまずは進めていきたいというふうに考えております。現在、芸北地区の令和8年度事業採択に向けて、この4月から芸北支所内に再び場整備準備室を設置いたしまして、地域と密着した取組を進めてきております。また6月補正におきましても事業計画書作成等の県営事業負担金を予算計上しているところでございます。今後につきましては、この法人の営農計画の作成でありますとか、地域の地権者の同意に向けた取組、それから事業を進めていくための土地改良区の設立に向けての取組を地元と協議していきたいというふうに考えております。また芸北地域の早期事業採択に向けていく取組を進めるとともに各地域のモデル地区の実現に向けて、地域の実情に合わせながら農地の受け手であります法人、それから出し手であります地権者との合意形成を得ながら事業を推進していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○7番（中村忍） 芸北地域の土地の面積ですが、5ヘクタールぐらいだったですかね。もっとですかね。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 今、計画段階ではございますけども、法人が集積している面積は約30ヘクタールでございます。そのものを今意向調査、それから構想図等を作成しながら、だんだん事業範囲を絞っていきたいというふうに考えておりますけども、おおむね30ヘクタールが事業規模になるのではないかというふうに考えております。今後精査して、また面積等については変化するというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○7番（中村忍） 先進的に、今芸北地区の事業が来年度採択に向けて取組を進めていくというのが現状だというふうにおっしゃっていました。本当に町内各地がこういう芸北のがモデルになって進んでいくように今後も取り組んでいただくことを願っております。最後になりますが、箕野町政第4期目の挑戦の柱の一つでございます農業の活性化について伺います。私たちの生活する北広島町は県内でも有数の米どころであり、花田植や五穀豊穣を願い奉納される神楽など、田園文化が深く根づいている町でございます。箕野町長が強く訴えてこられたことは、町の基幹産業である農業の活性化でございます。稲作を次の世代に受け継いでいくために、10年後を見据えたとき、町長が夢見る将来の北広島町の米づくりの姿をどう描いておられるのでしょうか。町長の所見をお伺いします。

○議長（湊俊文） 箕野町長。

○町長（箕野博司） 答弁については稲作だけに絞った形でお答えをいたします。本町は古くから稲作が盛んに行われ、これまで多くの先人の努力により稲作が継承されてきました。また、議員おっしゃいましたが、神楽や花田植といった稲作文化も脈々と地域で継承されており、本町の貴重な伝統芸能であるとともに観光の目玉でもあるというふうに思っております。そうした中で、農業の経営体は個人農家が多い時代から、農業集団、集落営農法人、大型農家へと変わり、大型機械を使用した大規模農業へと変化してきました。しかし近年、個人農家の高齢化や農業集団、集落営農法人のメンバーの高齢化も進み、継続困難になってきており、後継者不足による農業の担い手不足が大きな課題となっております。こうした状況下で、稲作農家を継続していくためには、稲作農業を継続していくためには若者が将来にわたり夢を持ち、もうかる稲作を実現できることが必要であると思っております。そのための環境づくりが、先ほど

来ております再ほ場整備によるほ場の大区画化や畦畔の緩傾斜化、水路のパイプライン化による水管理のコンピュータ管理やスマート農業導入などによる作業効率の向上であると考えています。中山間地域の条件不利地で、農業の収益性の改善が必須であると考えているところであります。こうした環境を実現し、稲作の経営規模は、会社経営であれば100ヘクタール程度、個人経営であれば40ヘクタール程度を目標とし、安定した経営、収益性の改善を実現し、早急に次世代にバトンタッチしていかなければならぬと思っております。あまり時間をかけると荒廃地がもう既に増えてきているというような形になっていくと思っております。今、米不足により米の価格が高騰しています。当分不安定な時期が続くのではないかと危惧をしておりますけども、優良農地の荒廃を防ぎ、米どころとしての誇りを保ち、神楽や花田植といった稲作文化を守りながら、町民の皆様とともに米づくりを進化させていきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○7番（中村忍） 町内の多くの小規模農家がこれまで商品に価格転嫁できない中、赤字覚悟で安心・安全な農産物の生産、供給を通して私たちが生きていく上で欠かせない食を支える大切な役割を担ってきました。しかし生産者の高齢化は進む中、本町の農業経営が苦しい状況であることは否めません。何よりも利益が伴わなければ前に進むことはできないのではないかでしょうか。本町の農業の確かな未来の形を創造する場をこれからも丁寧に設定していただくことを願って、私の質問を終わります。

○議長（湊俊文） これで中村議員の質問を終わります。ここで暫時休憩を取ります。11時15分までとします。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～

午前 11時 04分 休憩

午前 11時 15分 再開

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～

○議長（湊俊文） 再開します。10番、泉田議員の発言を許します。

○10番（泉田暁彦） 10番、泉田暁彦と申します。まさかこのようなところで物を言わせてもらうとは夢にも思っておりませんでした。今日は世の中には、陰と陽があります。したがいまして、今日は陰の話と質問をさせていただきたいと思います。不適切な言動があれば、議長どんどん注意してください。まず、認識からちょっと確認したいんですが、私が質問するのは国民保険税と介護保険料なんですけど、主に国保税についてです。これ制度が始まったのが1961年と聞いております。2018年から2023年度までの6年間で、都道府県単位化による財政運営を目指して、その統一保険税に近づけるために年々保険税が各自治体で値上げとなっています。しかし、自営業者あるいは年金受給者にとっては当然社会保険を使うことはできません。国保しかもう選択肢ないんです。国民保険制度は1961年当初は比較的所得の高い方で賄われていたというふうに認識しております。しかし現在高齢者の増大、いわゆる少子高

齢化ですね。そして非正規労働者の増大によって年金生活者が増大しているということが言えると思います。この認識に間違いがないか、ちょっと一旦お聞きします。

○議長（湊俊文） 一応通告外なんでございますが、答えていただけますか。町民保健課長。

○町民保健課長（迫井一深） 議員の認識に間違いはございません。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） ありがとうございます。今、町民の間で国民保険税、または介護保険税、これ高いよという声をよく聞きます。問1なんですが、国保税の算定根拠ですね。これを教えてください。

○議長（湊俊文） 税務課長。

○税務課長（植田優香） 国民健康保険税は、地方税法及び北広島町国民健康保険税条例に基づき課税をしております。世帯の被保険者ごとに所得割、均等割、平等割について、それぞれ医療分、支援金分、介護分を計算した合計額がその世帯の1年間の保険税額となります。算定に当たり、税率についてですが、平成30年度の県単位化以後は広島県が示す標準保険税率をベースに算出しております。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） ありがとうございます。しかしながら、町民の皆さんにこの医療分、支援金分、介護分、所得割、均等割、平等割と言われたところで、何のこっちゃという方がほとんどじゃないんかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 税務課長。

○税務課長（植田優香） 毎年、国民健康保険税の算定のお知らせを7月にお送りしておりますが、その際に本算定のお知らせということで、チラシを同封をして税率についてお知らせをしております。ただし、医療保険分、後期支援金分、介護保険分というものが何かについては確かに記載はありませんので、それについては国民健康保険制度についてのお知らせというところで必要なことであると考えております。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） それについてはどういった形で町民の皆さんにお知らせしますか。

○議長（湊俊文） 税務課長。

○税務課長（植田優香） お知らせの中に含めることはできると考えておりますので、記載についてお知らせに含めたいと思います。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） 私は機械に非常に不得意でございまして、機械が。例えばホームページなどにも掲載するという手もあると思うんですが、ホームページを見れる方は見れる。しかしながら、もう歳を召されて、パソコンがどっち向いとるなんか分からんというような方にはなかなかそれを見ることはできないので、できればそういった方々にも分かりやすいようにお示し願えればと思います。2番目の問い合わせを行きます。今度は介護保険料になるんですが、この算定根拠をお教えください。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 介護保険料は介護保険法施行令第38条に定めた保険料率により、北広島町介護保険条例第2条で保険料を定めて賦課しています。また、介護保険法及び国の政令により、介護サービスの総費用の23%を65歳以上の介護保険料、27%を40歳から64歳の

介護保険料、残りの50%は公費であり、国費が25%、県が12.5%、町12.5%の負担割合となっています。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） そういういた計算でやるんでしょうけど、私も年金もらってるんですよ。去年の年金額が年間で148万4174円でした。国保税が10万7600円で、介護保険料が9万794円でした。単純に聞いてみるんですが、高いと思いませんか。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 北広島町介護保険料については、県内でも上位のほうにあり、高いという認識は持っております。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） 高いという認識を持っておられるということですね。では、これは何とかせねばいかんなというのが普通であると思います。続いて、先ほど介護保険料の説明をいただいたんですが、全てじやなかつたような気がするんですが、いかがでしょう。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 介護保険料の算定方法を簡単ではありますが、説明のほういたします。介護サービスの総費用に23%を乗じて65歳以上の人口で割ったものが65歳以上の介護保険料の基準額となります。その基準額を基に、本人や世帯の課税状況や所得状況に応じて13段階に分けて介護保険料を決定しております。以上です。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） 13段階ということなんんですけど、これもまた分からないです。どこが1でどこが13なのか。この辺は、これ全部説明してくださいと言っても、なかなか今無理かもしれませんけど、これもやっぱり町民の皆さんに分かりやすいようにお知らせする必要があるんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 介護保険料の納付書、仮算定、本算定のときにこの13段階別の介護保険料の表と一緒に送らさせていただいて、それに説明のほう、それに記入したものとなっております。以上です。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） 分かりました。続いてですが、ここからがちょっと本題に入るんですけど、当然、滞納も発生すると思われるんですが、収納率についてお尋ねします。また、今滞納処分を受けられた方がおられるかどうか。これも併せてお願いします。

○議長（湊俊文） 税務課長。

○税務課長（植田優香） 令和5年度決算では、現年度分の収納率は96.16%ですが、滞納処分を合わせた全体の収納率は84.94%となっております。また、滞納処分を受けられた方はおられます。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） ここに数字が出てます、84.94%、全体の収納率ですね。これは非常に低いと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 税務課長。

○税務課長（植田優香） 現年度分の収納率が96%を超えております。滞納繰越分、令和5年度

決算で申し上げておりますので、令和4年度以前から未納になっているものについての収納率を合わせたものを今、全体の収納率84.94%というふうに申し上げました。高いか低いかというところは、ちょっと人それぞれ感じるところもあるとは思いますけども。現年度分、滞納繰越分というふうにございますので、できるだけ税務課としては徴収率の向上を目指して、100%近いところを目指して収納率の向上に努力しているところでございます。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） 間の2になりますけど、この国保税を納めることができないという方がおられると思うんです。こういう方は一体どうなるんでしょうか。

○議長（湊俊文） 税務課長。

○税務課長（植田優香） 納付が困難などの相談があった場合には、納付の意思を確認し、個々の事情をお聞きした上で、分割納付の対応が可能かなど処理方針を決定いたします。約束を守られないなど誠実な納付が見られない場合は財産等の調査を行って差押えなどの滞納処分を行っております。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） 私も税務課に何回かご相談に行かせてもらいました。結果的には、じゃあ分割で払ってくださいと言われたとしても、結果的には一緒なんです、年間通すと。分割だから減額されるなんかというと、そうじゃないですよね。いかがでしょう。

○議長（湊俊文） 税務課長。

○税務課長（植田優香） 分割納付のご相談というのは滞納されている金額に対して、今一度に納めることができないから、例えば2回、3回、それから5回、6回など分割で納めていただくというところのご相談を承って、それがこちらとしても、それでいいですよということで承知すれば、納付に結びつけていくという制度でございますので、分割納付をするから減額をするというものはございません。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） 結果的には年間通して同じ額、決まった額ですよね。誠実に払っていかれる方はよしと。そうでない方は調査を行って財産の差押えを行うというふうにあるんですが、これ一体何を差し押さえるんですか。

○議長（湊俊文） 税務課長。

○税務課長（植田優香） 主には給与、年金などでございます。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） 先ほども言いましたけど、年金のみで生活されてる方、働けない方、そういった方についても、やはり年金を差し押さえるわけですか。

○議長（湊俊文） 税務課長。

○税務課長（植田優香） 差押えについては、差押えの可能額というのを計算する根拠がございますので、年金についても、その計算方式に従って差押え可能額を出して差押えをするというところです。だから年金で生活されている方について、支給された年金を全て押さえるというものではございません。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） 差押えというのは4割で最高ですから、年金全部押さえるわけじゃないとは思うんですが、結果的に差押えされた方は生活が困窮していくわけなんですよ、当然。そ

いった方の救済、そういうものはないんですか。

○議長（湊俊文） 稅務課長。

○税務課長（植田優香） 差押え可能額は出ますけれども、やっぱりいろんなご事情が個々ございますので、そのご事情はいろいろご相談があればきちんとお伺いはしております。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） 同じのが2枚もあるんです。結局、国保税、これを納められなかつたよという方について、その年金証書取り上げるといつたら言い方悪いんですが、没収するということがあるんかと思います。これが今度は資格証明に変化するわけですよね。この資格証明というのは確かに保険証の代わりにはなるんですけど、でも私が聞いたところによると、負担は10割だということなんですが、本当でしょうか。

○議長（湊俊文） 町民保健課長。

○町民保健課長（迫井一深） 特別な事情がないにもかかわらず、保険税を原則1年以上滞納されている方、また納付相談等通知させていただいても納付相談に訪れられない方等につきましては、一旦特別療養費という形で、一般証の代わりに特別療養費という形の証を交付させていただくようになります。その方につきましては、一旦医療機関受診された場合は10割全額払つていただきまして、あとで、3割負担の方であれば7割をお返しするという形になります。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） 大変悲惨なことが広島県でも起きてるんですけど、この資格証明書しか持たない方、持つてない方で、非常に困窮している方がおられました。この方は、そうはいっても家族の皆さんのが心配して、病院に行きなさいと言うて行かせたんですけど、だんだん払えないから行けないというふうになりました。最終的にどうなったかというたら、自宅で亡くなつたんですよ。60代の方です。多分私と同じぐらい。県はこれちゃんと認識しています。これを調査するかせんかという回答はありません。こういった悲惨な事案が出てまいります。私もこう見えても真面目なほうなんで、保険料だけは払わないけんと思いまして、ちょっと余談になるんですけど、昨年の8月から食事を1食にしたんです。そしたら残つたもんで払えるんじゃないかなとやってみました。そしたら2か月で倒れました。安佐市民病院に救急搬送されて心臓も止まりました。2回止まりました。食事をしないと体内にある電解質が放出されて不整脈起ころんです。その不整脈が心臓の打つタイミングとマッチしたら、ずっと止まっちゃうんです。ここにいますから、生きてるんですけど。そういうことも発生し得る状況です。次に参ります。先ほどもちよつと申しましたが、低所得者の方たちに対する減額措置あるいは減免措置、そういうものはあるんでしょうか。

○議長（湊俊文） 税務課長。

○税務課長（植田優香） 国民健康保険税の減免措置については、法令により定められた所得基準を下回る世帯については、均等割額・平等割額の7割、5割または2割を減額する制度となっております。また、災害等により必要があると認められる場合は、申請により減免する制度がございます。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） ありがとうございます。そういう制度を、もっと制度の精度を高めて、やはり困ってる方を助けるというのがやはり務めじゃないんかというふうに思います。次に参ります。また、低所得の方たちに対する減額措置あるいは減免措置は今言われましたとおりで

す。災害や世帯の生計を主として維持する者の著しい収入減で納付困難だという場合には、早めにご相談くださいと、ここに答弁書に出とるんですけど、この言葉尻をつつくつもりはないんですが、災害やそういったことに遭ってる最中に、早めにご相談も何もないんじゃないかなというふうには思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 減額措置はないかということに対して、多分国保税と介護保険料で、それぞれのほうで回答のほうでさせていただいているので、多分2枚あると思いますが、介護保険のほうで回答させていただいたところに、早めにご相談をいただければという形で今答弁のほうさせていただいておるのが手元にいってると思いますが、長い間、これをどうしようかという形で悩んでもらうより減免という対応可能であれば、そういうふうに持っていきたいと思いますので、こちらの福祉課の介護保険のほうへ相談いただければという思いで、そういった形で答弁のほうさせていただいております。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） ちょっと話が逆戻りするんですが、収納率を上げるために行った施策がこれなんかなど。要するに6年度の健康保険税、2月より年金天引きいたしますと。1か月だけ天引きなんかなと思ったら、一気に2か月天引きするんですね。いやびっくりしました。残ったものを町民に支払うということなんですが、この目的は、やはり収納率を100%にするための施策ですか。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 介護保険料のことだと思いますが、65歳になられた方、当初は納付書で普通徴収という形で納めていただいておりますが、大体半年から1年未満で特別徴収という形で、年金が年額18万円以上ある方は天引きという形で、年金支給月が2か月に1回ということですので、2か月分がそこから天引きをされるということです。収納率を上げるという理由でそういった形になっているのではないと思いますが、納付される方の軽減というところで、これは町だけでなく、全国的にそういった形になっております。以上です。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） でも国保税も介護保険料も同時に引かれてるじゃないですか。そういう目的の天引きじゃないんですか。

○議長（湊俊文） 税務課長。

○税務課長（植田優香） 健康保険税につきましても、同様に65歳以上になられた場合に、当初は普通徴収であったものが特別徴収に変わる制度となっております。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） いや、私が聞いてるのは、収納率を100%にいずれ持っていくための施策なんですかどうですかということを聞いてるんです。

○議長（湊俊文） 税務課長。

○税務課長（植田優香） 特別徴収の制度につきましては、先ほど福祉課長も申し上げたとおり、収納率を100%に持していくための制度ということではなくて、それぞれの被保険者にとつて納めやすい方法というところで始まった制度だと認識はしておりますが、特別徴収につきましては、結果的には100%になっているという事実はございます。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） 分かりました。いろいろ考えておられるようで、仕方ないとは言いませんけど、もっと違う方法があるんじゃないかなという気がいたします。やはりこれは、こうした苦しんでおられる方がたくさんおられると。広島県でも署名集めたら、ばく大集まるんですよ。そこはやはり議長、議長、トップセールスマンを自ら名乗られるぐらいですから、所信表明で言いましたよね。私はトップセールスマンになります言うて。トップセールスマンを自負される方ですから、町長と副町長を連れていくて、県に、まず県と交渉して財源をいかにして取つてくるか。ここにかかつとるんじゃないかと思うんです。ほかに方法ないでしょ。その辺りを町長にちょっと所見をお伺いしたいと思います。

○議長（湊俊文） 泉田議員、ちょっとずれてますんで、もとに戻してもらって、通告の質問をお願いいたします。

○10番（泉田暁彦） 分かりました。それでは町長にお聞きします。るる述べましたが、町長の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畠田正法） 私のほうから少し答弁させていただきます。議員がご質問の国民健康保険税、介護保険料の話でございますけども、この制度につきましては、国民皆保険という形で、医療であり、介護のサービスを受けるに際して個人が全て負担するということではなくて、国民みんなで負担していくうというのが皆保険の制度でございます。この中には保険料だけではなくて公費もかなり入っているところでございます。そういう中で、該当者の方が全て負担するということじゃなくて、繰り返しになりますけども、皆保険制度、これは世界に誇れる制度ということで認識はされていると思っております。そういう中で、国民皆さんのが負担する割合につきましては、基本的には所得に応じて、その保険料額・税額は決まっております。介護保険料につきましては説明がありましたように13段階、国保税におきましては所得に応じての割合が設定されております。そういうところで納税者、納付者の方の所得に応じた負担制度になっているというふうには考えております。しかしながら、そういう状況の中でも納付が難しい方もおられると思います。そういう場合には担当課のほうが話をさせていただきましたけども、そういう状況をお聞きし、納付に向けての相談はさせていただくということでございます。こういうふうな制度全体のところを理解をいただいて、公的な部分、国民皆さんで負担する部分ということで、この制度が成り立っておりますので、そこら辺のご理解はよろしくお願ひいたします。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） どうもありがとうございます。町長の所見はいかがなんでしょうか。私は町長に聞いたんですけど。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） この一般質問では、基本的には答弁審査を事前にしておりますし、全て私が認めたもので答弁をさせていただいております。そういうふうにご理解をいただければというふうに思っております。国保の関係では、答弁書にも書かせていただいてるように、財源としては全体の約8割を国や地方公共団体が負担をしているということであります。そういった中で、また救済をというようなお話をありましたが、各担当課では無理な形にならないようにいろいろ相談をさせていただいて対応しているのが現実であります。ご理解を賜りたいと思って

おります。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） 理解できる人もいると思います。でも到底理解できない人もいると思うんです。そういう方のために、そういう方をいかにして救済するか、これがやはり町の町民の命と健康と生活を守る、この大原則の大本だらうと思うんですよ。その点を町長もよくご認識されて今後足しげく県庁に通っていただいて、しっかりした税制制度を確立していただきたいというふうにお願いを、お願いというか、私の言い方でしたら、要求をいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（湊俊文） これで泉田議員の質問を終わります。ここで暫時休憩を取ります。1時までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 56分 休憩

午後 1時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。午前中に引き続き、一般質問を行います。11番、敷本議員の発言を許します。

○11番（敷本弘美） 11番、敷美弘美です。さきに通告しました、本町の高齢者福祉の充実について質問いたします。内閣府資料の令和6年版高齢社会白書に令和5年10月1日現在の我が国の総人口1億2435万人であり、65歳以上の人口は3623万人、総人口に占める割合、高齢化率は29.1%であり、日本の平均寿命は男性が81.09歳、女性は87.14歳で、前年の2023年より男性は0.04歳、女性は0.05歳伸びています。また、2024年に厚生労働省が発表した健康寿命、これは平均寿命とは異なり健康で生活できる期間、年数を指しますが、男性は72.57年、女性は75.45年で、今後男女ともに平均寿命は伸び、令和52年（2070年）には高齢化率65歳以上人口の割合は38.7%と上昇し、平均寿命は男性が85.89年、女性は91.94年と、女性の平均寿命年数は90年を超える、健康寿命の伸びも大きくなるとされています。このように全国的にも高齢化が進む中、本町においても令和6年3月、第9期北広島町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画が策定されています。この計画書の第2章の人口の推移と高齢化の状況には、本町の総人口は減少傾向で推移しているが、65歳から74歳人口は増減を繰り返しており、75歳以上は減少傾向で推移していたが、令和4年で増加に転じていることが分かります。本町の令和5年の人口は1万7262人で、うち65歳以上の人口は6831人、総人口に占める割合（高齢化率）は39.6%と町民の約40%、10人に4人は高齢者という現状でございます。国の高齢化率が29.1%ですので、本町の高齢化率39.6%は、全国平均よりも10.5%も高く、高齢者の将来推計人口はさらに増加すると見込まれています。特に75歳以上の後期高齢者の人口が増加傾向にあると考えられます。総人口が減少していく中、高齢者人口が増加していくことが見込

まれており、今後社会保障や医療福祉サービスのニーズが高まることが予想されます。本町の高齢化率は増加傾向にあるため、皆が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、高齢者福祉、介護福祉の現状や課題、将来の展望について伺い、高齢者の福祉がより一層充実し、高齢者と支えるご家族が安心して生活できる優しいまち北広島町とさらになることを願いまして、質問いたします。初めに、住民基本台帳から見る直近3年の人口推移と高齢者人口、高齢化率を伺います。年齢4区分別人口推移は事前に資料をいただきましたので省きます。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 直近3年の人口及び高齢者人口、そして高齢化率についてお答えのほうさせていただきます。令和4年度末人口は1万7338人、65歳以上の高齢者人口は6857人、令和5年度末人口は1万7105人、高齢者人口は6800人、高齢化率39.8%、令和6年度末人口は1万6832人、高齢者人口は6721人、高齢化率は39.9%となっております。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○11番（敷本弘美） 続きまして、世帯類型別世帯数、一般世帯、高齢者同居世帯、高齢者夫婦世帯、高齢者単独世帯の推移をお伺いいたします。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 国勢調査の資料によると、令和2年度の世帯類型別世帯は、一般世帯は7640世帯、高齢者同居世帯は4143世帯、高齢者夫婦世帯は1234世帯、高齢者単身世帯は1294世帯となっています。平成12年度と令和2年度の国勢調査の資料しかないので、それ比較しかできませんが、一般世帯、高齢者同居世帯は減少し、高齢者夫婦世帯、高齢者単身世帯の高齢者のみの世帯は増加しています。以上です。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○11番（敷本弘美） 高齢者の同居世帯は減少していますが、高齢者夫婦世帯と高齢者の単独世帯、高齢者のみの世帯というものは増加をしているという、これが本町の現状が分かりました。第9期北広島町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画は、令和22年を見据えて策定をされています。今後の人口推移、高齢者人口割合はどのように変化していくと推定されるでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 第9期介護保険事業計画においては、総人口は今後も減少を続け、令和22年度には1万2164人、高齢化率は44.3%と高くなると推計をしています。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○11番（敷本弘美） 総人口は今後も減少を続けているんですが、この高齢化率というものは44.3%と、高くなるということでございます。これまで本町の人口推計、高齢者人口の推計等伺ってまいりました。本町の将来推計から高齢者人口は増加をしていくと見込まれており、特に一人暮らしの高齢者も増加すると推測されます。その上、65歳以上の高齢者の約20%、5人に1人が認知症になると推計をされています。今後、認知症施策も含めた高齢者福祉の推進をしていく必要があると考えます。厚生労働省は、団塊の世代が75歳以上となる2025年、今年度以降は国民の医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれている。今年度をめどに高齢者の尊厳の保持と自立生活支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援、サービス体制の構

築を推進していくことを示されています。そこで、本町の地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの整備状況や取組、また今後の課題を伺います。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 本町では、安心して地域で暮らし続けることができるよう、在宅医療・介護サービス等の関係機関が連携を図る仕組みを構築し、包括的・継続的なケア体制の推進を図っています。そのうち地域ケア会議では、地域ごとに保健・医療・福祉の専門職や生活支援コーディネーター、民生委員児童委員、老人クラブ、女性会の代表など、地域の関係者とともに課題解決に向けた検討をネットワークの形成の機会としています。そして、町全体の協議体である地域会議では、各地域で把握した地域課題についての有効な手法の共有、町全体の課題解決に向けた町の施策への反映を図っています。また、町内在宅医療・介護関係者との研修や連携体制の強化に取り組んでいます。このように、関係者が顔の見える関係を構築し、協力して課題解決に当たる仕組みを活用することで関係強化につながり、持続的な包括ケア体制が図られると考えています。ただ、介護人材の担い手不足の影響で、包括ケア体制に必要な社会資源が不足していくおそれがあるため、ケア体制への影響を注視し、対応していくことが課題と考えています。以上です。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○11番（敷本弘美） 関係者が連携をし、持続的な包括ケア体制が図られていることで、早期対応につながります。この地域の包括的支援サービスを推進していく上で、先ほどご答弁にありました地域ケア会議、地域会議のこの開催は重要と考えます。開催頻度はどのくらいの頻度で行われているか教えてください。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 地域会議につきましては、各旧町単位の生活圏域ごとで行っております。毎月1か所か2か所の生活圏域の会議を行うような形で、年間のスケジュールを組んでおります。地域ケア会議については、年1回か2回ぐらいにはなるんですが、開催のほうしております。以上です。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○11番（敷本弘美） 今後もこの会議を通して、より充実した支援につながることを願っております。ただ、今後の課題に介護人材の担い手不足を上げられておりました。介護人材確保の具体的な取組として考えておられることがあればお伺いいたします。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 介護人材の確保が喫緊の課題であるということあります。まだ具体的な施策については、また来年度に向けて考えていかなければならないと思っておりますが、やはり国が示しているように外国人材の雇用、ＩＣＴの推進等、その辺を視野に入れながら検討していきたいと考えております。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○11番（敷本弘美） まだ具体的には考えていらっしゃらないということですが、外国人の人材の登用とＩＣＴを導入していくとおっしゃいました。懸念されることは、介護人材不足によるサービスの提供の低下や、また施設利用制限にも影響が出てくるのではないかということでございます。先ほど答弁いただきましたことをしっかりと今後取り組んでいただくようお願いをしたいと思います。団塊の世代が75歳となる今年度以降は、国民の医療や介護の需要がさらに

増加することが見込まれます。日本では、40歳になると公的介護保険に加入することになり、原則として生きている間は納付が必要です。被保険者に介護が必要になった際、介護保険制度は介護保険料をもとに介護が必要になっても安心して自立した生活が送れるよう、社会全体で支えていく制度です。午前中の同僚議員の質問に対しての答弁に本町の介護保険料は県内上位とのご答弁でした。決して安いとは言えませんが、しかし、本町は人口が減少傾向にある中、高齢化率は上昇傾向にあります。旧4町に特別養護老人ホームがあるということは住み慣れた地域で安心して利用できるという本町の強みでもあると思います。介護保険制度は、要介護に応じて受けるサービスが異なり、サービスを受けるには、要介護・要支援の認定の申請が必要となります。この調査は、調査員が自宅や施設を訪問し、心身の状態を確認しますが、限られた時間の中での正確な判断はなかなか難しいと伺っております。この調査と主治医の意見書とともに判定審査においてとても重要です。そこでお伺いをいたします。介護保険調査の流れを申請から認定結果が下りるまでと、またその後の対応をお伺いします。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 介護保険サービスを利用したい場合は、役場福祉課介護保険係に要介護認定の申請をします。申請されると、認定調査員がご自宅を訪問し、心身の状態などについて調査を行います。並行して介護保険係から主治医に意見書を依頼します。調査員の調査票と、主治医意見書を基にコンピュータによる1次判定を実施し、医師及び福祉や保健分野の専門職で構成する認定審査会で2次判定を実施し、介護度が決まります。介護認定で介護度が出た方については、居宅介護支援事業所、または包括支援センターのケアマネジャーが本人や家族と相談しながら、ケアプランを作成して、介護サービスの利用につなげます。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○11番（敷本弘美） 先ほどご丁寧な説明で調査から、またサービス利用までの流れは理解をいたしました。認定を受けるには、本人へ聞き取り調査をされますが、私も先日同席をさせていただきましたが、調査員の方が、これこれはできますかってお尋ねをされても、ご本人はできていなくてもできますっておっしゃるんです。その後ろでご長男さんが、見ておるまあが言うて横で言われてるんですね。そういうのが何回も繰り返されていました。特に80歳以上の高齢女性に多いと介護認定者の友人が話しておりました。その友人は、本人への調査の後、帰り際に外でご家族の方にご本人の様子を伺い、この調査員が対面で見えない部分をメモをして、調査票に変更していると言っておられました。この本人の状態を一番よく知っているご家族への聞き取り調査は本当に必要だと思います。そして、この調査に反映されるべきだと思いますが、本町はどのように調査をされていますでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 介護認定の申請書には、まず、調査時の立会いの希望を記入する欄がありますので、希望されましたら、立ち会われる方の都合も伺いながら、調査する日を調整することができます。認定調査員は、調査対象者と面談をしながら調査を行いますが、調査対象者から聞き取ることができなかった場合もありますので、不明な点については、立ち会われた家族や介護者からも聞き取りも行います。また、介護の手間についても立ち会われた家族や介護者からもお聞き取りしますので、その内容を調査内容に反映することは行っております。以上です。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○11番（敷本弘美） 家族の意向も聞かれて、調査内容に反映をされていらっしゃるということなので安心をいたしました。要介護認定・要支援認定が非該当となった人が当然いらっしゃると思います。その方たちが受けられるサービス・支援というものはどのようなものがあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 非該当になった場合でも、基本チェックリストにより、運動、栄養、口腔機能、閉じこもり、物忘れ、うつなどの項目でリスクがあると判断される場合は、訪問・通所による介護予防事業をお勧めしています。また、どなたでも参加できる高齢者対象の運動教室も実施しています。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○11番（敷本弘美） 非該当となった人も何らかの形で相談体制、支援をされていらっしゃるということでございます。本町におけるこの直近3年の要支援・要介護の推移、また、区別別と人口割合の推移を伺いたいと思います。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 要介護認定者数は、令和4年度末は1630人、令和5年度末は1620人、令和6年度末1569人となっています。要支援・要介護認定者数は総人口の減少に伴い減少しております。要介護認定者数の内訳は、令和6年度末においては、要支援1が174人、要支援2が202人、要介護1が367人、要介護2が264人、要介護3が225人、要介護4が192人、要介護5が145人となっています。要支援・要介護度の構成比の推移を見ると、要介護1が増加傾向にあります。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○11番（敷本弘美） ただいまの令和6年度末の北広島町の人口が1万6352人で、要介護認定者というのは、この要支援1から要介護5、これを合計すると1569人になります。人口の約1割弱の人が要介護認定を受けているという現状でございます。特に先ほど要介護1、367人で一番多いんですけども、しっかりとそのような状況、本町の現状が分かりました。そこで、町内の介護保険施設というのは何か所あり、また受入れ定員数と現在の利用状況と併せ職員の現状を伺います。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 町内の主な介護保険施設としては、特別養護老人ホームが4か所の定員230名、特別養護老人ホームのユニット型が1か所の定員20名、グループホームが5か所の定員78名、老人保健施設が1か所の定員93名、介護医療院が1か所の定員48名、介護保険の短期施設は9か所の定員139名となっています。グループホーム1か所、介護医療院1か所が従事する職員が確保できないため、定員を満たすことができない状況であると分かっています。どの事業所においても、介護従事者の確保が大きな課題となっています。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○11番（敷本弘美） 本町の施設の現状を伺いました。この特別養護老人ホームが4か所、これ232人をはじめ主な介護保険施設は全体で21か所で、その合計定員数は608人となります。介護医療院1か所と、またグループホーム1か所は職員が確保できないために定員を満たすことができないという現状でございます。本町には介護認定者1569人おられます。全員が施設を利用されることはないと思われますが、先ほどの答弁でもございました従事者の確保

が急務ということも分かりました。この施設の入居、利用を希望しているが、順番待ちで入居することができない。また在宅での介護に限界を感じているという声も多々伺うことがあります。今後の施設整備の方向性と入居待機中の人のサポートや相談体制をお伺いいたします。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 令和6年度から令和8年度までの第9期の介護保険事業計画の基盤整備目標においては、小規模多機能ホーム、グループホームの定員増及び小規模多機能ホームの新設1か所を上げていますが、人口減少や介護施設の従事する職員の確保が難しいことから、今後新たに施設を整備していくことは難しいと考えています。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○11番（敷本弘美） 先ほどのご答弁から、先に進めるべきは介護従事者の確保ということで、一つ前におっしゃった取組をしっかりと加速をしていっていただきたいと思います。また待機中の人のサポート、また相談体制もケアマネジャーや地域支援センターの職員で対応していただいているようですので、不安のないよう、今後もサポートをお願いしたいと思います。本町において、施設を利用したいが、定員がいっぱい受入れが不可の人は広域での受入れは可能なのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 介護保険施設の中には住所地でなければ利用できないものもありますが、住所がなくても利用できる施設もあります。したがって、町内外の施設を広域的に検討することができ、他市町への施設の入所も可能です。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○11番（敷本弘美） 町内外の施設を広域的に検討することができ、また、他市町への入所も可能ということですので、そういう方がまたいらっしゃいましたら、しっかりと相談に乗っていただき、対応をお願いをいたします。次に、介護度が高い高齢者、要介護4・5に当たるかと思いますが、介護保険サービスを利用せずに在宅介護している同居家族に支給される家族介護慰労金、これ市町によっては呼び方が異なるところもあるかと思われますが、経済的負担を軽くする目的で支給をされています。受給条件がありますが、この制度、本町の利用状況、この制度はされてますでしょうか。また利用状況を伺います。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 家族介護慰労金制度とは、介護保険サービスを利用せずに中度・重度の高齢者を介護している家族に支給する制度で、介護保険サービスを利用している介護者には支給されないため本町では実施しておりません。それに代わるものとして、本町では、北広島町在宅寝たきり老人等介護手当の支給を行っています。支給要件としては、町内に住所を有する方で、要介護4・5と認定された65歳以上の高齢者と同居し、在宅で介護する方に月額1万円を支給しています。令和6年度は33人に総額で216万円を支給しており、支給人数は増加傾向にあります。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○11番（敷本弘美） 北広島町においては、在宅寝たきり老人等介護手当として月に1万円が支給されていらっしゃいます。これ本当に負担軽減に寄り添っていただいているなと思いました。この支給人数、先ほどおっしゃったように増加の傾向にあるという現状でございましたので、もう寝たきりにならないための介護予防事業が今後重要となってくると思います。高齢者の健

康寿命を延ばすことが目的の介護予防事業ですが、本町の実施状況とその効果を伺います。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 本町では、80歳以上で介護保険認定者以外の在宅の高齢者を対象として基本チェックリストを毎年郵送で実施し、返信の結果により対象者のリスクに応じた訪問・通所による介護予防事業を実施しています。また返信がない場合も保健師等が訪問し、リスクがないかどうか把握に努めています。サービスを利用された方は、事業実施時だけではなく、セルフトレーニングを行ったり、日常生活の見直しをするなど、介護予防への意識が高まっています。また地域サロンに参加し始めるなど人とつながるきっかけにもなっています。また地域で自立した日常生活を支援するための見守り配食事業も実施しています。このようにリスクに応じた適切なサービスを組み合わせて提供することで、安心して在宅生活を継続することができ、ひいては健康寿命を延ばすことにつながっていると考えています。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○11番（敷本弘美） 様々な取組をされていらっしゃることが分かりました。健康寿命を延ばす取組の中に基本チェックリスト、これに基づいて訪問とかされていらっしゃるということですが、この基本チェックリストというのはどのようなものなのかを伺います。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） まず、日常の健康調査をまず調査して、社会の、例えば地域での集会とか、そういったものに出かけることができるか、することをされておられるか、買物等はどういうふうにされておられるかということについて、いろいろチェックして、その社会性やら日常生活動作について確認をするものでございます。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○11番（敷本弘美） 基本チェックリストを確認した上で、この人には支援が必要だなって思う場合に訪問をされて助言をされていらっしゃるということですか。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 基本チェックリストの結果に応じて、もちろん訪問もしますし、何らかのサービスの利用につなげたほうがいいと思われる方については、サービス利用のほうへつなげております。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○11番（敷本弘美） 大切なことだと思います。この健康寿命を延ばすことにつながるよう、また引き続き実施をしていただければと思います。広島県公式ホームページ、これ2024年の8月1日付なんですが、ここに高齢者生き生き活動ポイントという事業が目に留まりました。これは高齢者の健康づくり、介護予防活動の取組の一つとして実施されているもので、広島県内各市町において事業内容は異なりますが、多数の市町が取組をされています。本町において、この高齢者の健康づくり、介護予防活動の一つである生き生き活動ポイント事業は推進されていますでしょうか、まず推進されているかされていないかを伺います。

○議長（湊俊文） 町民保健課長。

○町民保健課長（迫井一深） 県内多くの市町で実施されております健康づくりや介護予防等の活動に対してポイントが付与される事業につきましては、現在、本町では実施しておりません。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○11番（敷本弘美） ポイント付与される事業は、本町では現在実施をされてないということを

確認した上で、一つ海田町の取組をお聞きしましたので紹介をさせていただきたいと思います。海田町では、健康寿命の延伸、介護予防及び社会参加を推進することを目的として、65歳以上の高齢者が参加する介護予防活動、地域活動、ボランティア活動などに対して活動団体がポイントを付与し、ためたポイントに応じて奨励金を支給する高齢者生き生き活動ポイント事業を令和4年4月1日から開始されており、ポイント手帳にスタンプを押印してもらい、1ポイント100円で、1年間上限100ポイント、1万円を支給をされています。また、隣接する府中町と広島市で開催される介護予防活動・ボランティア活動に参加してもポイントが付与されます。海田町のように、この各市町それぞれ工夫をされて、高齢者の健康づくりや介護予防に取り組む活動に対して、個人の頑張りをポイント付与という形で応援されています。どのような形であれ応援してもらっているという実感が、これからも健康で頑張ろうという意欲に変わると思います。ぜひとも皆さんが楽しく挑戦できる健康づくりの取組の一つとして、北広島町の地域に合った生き生き活動ポイント事業を進めていただきたいと強く願いますが、町民保健課長の考えをお聞かせください。

○議長（湊俊文） 町民保健課長。

○町民保健課長（迫井一深） ポイント付与事業につきましては、過去にポイントカードやぽっぽカードを活用し、取り組んでおりましたが、いずれも定着しませんでした。現在健診を含めた健康づくりや介護予防、子育て支援事業のほか、きたスポとも連携したポイント事業を検討しており、スマホとポイントカードによるポイント付与を事業化できるように取り組んでまいります。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○11番（敷本弘美） 現在はスマホとポイントカード両方使えるように取り組んでまいりますというご答弁でございました。私も高齢者の年代になりましたので、しっかり健康に気をつけながら挑戦をしてまいりたいと思います。本町において、高齢者福祉の充実に向けた早急な取組、また、将来を見据えた取組、この2点について、最後に町長の所見を伺います。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 第9期介護保険事業計画において、計画の取組の基本目標として、安心して暮らし続けることができる地域づくりの推進、生涯にわたる健康づくり及び介護予防の推進、継続した地域生活を支える環境整備の3つを掲げております。その中で早急に取り組んでいかなければならないこととしては継続した地域生活を支える環境の整備として介護人材の確保・定着と業務の効率化の推進であります。今後さらなる高齢化が見込まれる中、全国的に介護を担う人材が不足しており、本町においても、介護保険サービスを安定的に提供する上で大きな課題となっております。地域、関係機関、団体、サービス提供事業者等と連携を図り、介護人材の確保、定着、育成の取組に一体的に取り組むとともに、ICT導入支援等の活用に向けた情報収集や提供を行い、業務の効率化、負担軽減を図る取組を推進していくことが急務であると考えております。また、将来を見据えた取組としては、安心して暮らし続けることができる地域づくりの推進及び生涯にわたる健康づくり及び介護予防の推進として、サロン等の地域支え合いの推進、元気づくり事業等の介護予防事業や健康増進事業を促進することにより、疾病予防や健康寿命の延伸を図っていくことが重要であると考えております。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○11番（敷本弘美） ただいまの町長のご答弁に、早急な取組としては、介護人材の確保と町長

おっしゃいました。関係機関、団体、サービス提供事業者と連携をし、まずは介護人材の確保に取り組んでいただき、本町の高齢者福祉全体が充実したものとなることで、健康寿命の延伸が図れ、安心して暮らし続けることができるまち北広島町となることを願いまして、質問を終わります。

○議長（湊俊文） これで敷本議員の質問を終わります。ここで暫時休憩を取ります。1時50分まで。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1時 41分 休憩

午後 1時 50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。5番、佐々木議員の発言を許します。

○5番（佐々木正之） 5番、佐々木正之です。今回は、2030年の社会と子どもたちの未来についてパート2ということでお聞きをしたいと思います。まず最初に、第3期北広島町総合戦略がありますが、その第3章 施策の方向、施策の推進、基本目標の2の方向の2、ふるさとを愛する心と夢を育む教育の推進についてお伺いします。まず最初に、重要業績評価指標、KPIといいますが、それについてお聞きをします。基準数値と目標数値、令和8年度をお伺いします。まず、1つ目は地元高校の推移です。お願ひします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 現状、目標である3校を維持しています。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 現状3校を令和8年度にも続けていかれるということで期待をしておりますが、改めて千代田高校、芸北分校、新庄高校でよろしいでしょうか。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） ご指摘のとおりです。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 2番目に、全国の体力・運動能力の調査についてお伺いをします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 最新の令和6年度調査では、小学校男子53.98点、小学校女子55.30点、中学校男子46.55点、中学校女子54.31点で、中学校男子以外基準値令和4年度の数値を下回っています。全国平均、県平均との比較では、いずれも国県平均の数値を上回っています。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 基準値、令和4年から数値は下がっているということでしたが、全国平均では上回っている。令和8年度は目標値が全部で4点以上を目指しておられますか、それは間違いないでしょうか。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 目標値は、それぞれ小学校男子61、小学校女子64、中学校男子50、中学校女子58としています。なかなか高い数字であるかとは思っております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 目標値高く設定をされておりますが、頑張っていただきたいと。このように思います。次に健やかな体、豊かな心をベースにした学力向上推進についてお伺いをします。施策内容に子どもの体力向上、道徳教育、体験活動が上げられておりますが、どのような取組をして、どのような事業があるのか、お伺いします。まず一つ目に、特色ある学校づくりの推進はどのようにになっているのかお伺いします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 町内各校ともそれぞれ総合的な学習や探究などの時間で、地域の伝統・文化や特徴を学ぶことや地域の方との関わり、郷土愛の育成に向けたふるさと夢プロジェクト事業への取組などを通じて特色ある学校づくりに取り組んでいます。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 特に地域の伝統・文化、北広島町でも今回は神楽を中心とした発信をしていくということで、学校でもそういう取組を進んでやっていただきたいと、このように思っております。2番目ですが、学力向上推進の具体策はどのようなことがあるでしょうか、お聞きします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 児童生徒の学力向上に向けての方策としまして、まず、全国学力・学習状況調査や広島県児童生徒学習意識等調査、各種業者テストなど、深く学力調査を実施し、児童生徒の学習状況をしっかりと把握・分析した上で、改善・向上に向けた指導の充実・改善に役立てています。また、町主催研修会として、学びの変革推進協議会を年3回開催し、町教育委員会指導主事の招へいによる授業力向上指導の実施やICTの活用による実践交流を行い、授業改善を図るとともに、特別支援教育研修会を年5回開催し、障害特性を踏まえた指導・支援の在り方を学ぶことで特別支援教育の充実も図っています。加えまして、町教育委員会から授業力向上、研究推進、指導力向上に向けた学校訪問を定期的に行うなど児童生徒の学力向上に取り組んでいるところでございます。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 議長一つ前に戻ってよろしいでしょうか。一つ質問を飛ばしておりました。最初の質問で、地域における学校支援の組織の数、これを教えていただきたいと思います。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 現状、目標である4組織を維持しております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 具体的にはどのような組織があるか教えていただきたいと思います。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 学校を核とした地域づくりを目指し、学校運営協議会とともに、郷土芸能やふるさと学習、登下校の見守り支援、放課後活動など、地域が学校のパートナーとして連携・協働する組織のことで、豊平地域では、ともに豊平っ子を育てる会など旧町単位で設置された学校支援組織のことでございます。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） もとに戻ります。2番目、ふるさとを感じる地域の教育力の強化についてお伺いします。施策内容に、仲間や地域との交流が生まれる教育内容、学校、家庭、地域が連携・協力しての教育力の向上、ふるさとの魅力を感じられる社会教育のまちづくりの推進が上げられていますが、どのような取組、どのような事業があるのか、お伺いします。1つ目、ふるさとの夢プロジェクト事業についてはどのようになっておりましょうか。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 北広島ふるさと夢プロジェクト事業は、地域の皆様のご協力をいただきながら、学校間の垣根を越えた同学年が同じ活動や体験を通じ、夢を持ち、ふるさとを知り、ふるさとを愛し、将来ふるさとに住みたい、ふるさとに貢献したいと思う子どもの育成を目的に平成27年度から取り組んでいます。児童アンケートの結果では、小5、小6ともに事業への肯定的評価は90%を超えており、事業効果はあるものと考えています。また中学校では今年度から地元就職を目指した地元の事業所訪問を全ての中学校で実施するなど、新たな事業展開も図っています。この事業も今年度で11年目を迎え、一部見直しも行いながら、本町の豊かな自然、歴史、文化を生かし、児童生徒一人ひとりの郷土への理解と愛情を深める学びを行うことで、引き続きふるさとに誇りを持ち、たくましく生きる子どもたちの育成に取り組んでまいります。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 地元就職を目指した地元事業所への訪問、長年続けられておりますが、一部見直しということが出てまいりました。この辺はどのようにお考えですか。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 長年行っていたものは町内の事業所へ2名とか3名とか事業所体験をさせていただいておりました。今年度から、もうその一日、日付をもって特定の学年がその地域にある学校を訪問させていただいて、その企業の思いであるとか背景であるとか、そういったことを説明いただいて、生徒に関心を持っていただき地元就職を目指すという新たな取組のこととでございます。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 新しい取組が徐々に出ておりますので、いろいろな見直しを今後もやっていただきたいと、このように感じております。次に、特色ある自然や文化財を生かしたまちづくりの具体策はどのようなことがあるか、お伺いをいたします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 本町の特色であります豊かな自然環境や数多くの歴史、文化遺産、民俗芸能を保存・継承することで、多くの方がフィールド活用や文化活動を楽しむことを通して、ふるさと北広島で自分らしく活躍し、一人ひとりが輝くまちづくりに取り組んでいるところです。そのため、さらに多くの方に自然・文化に携わっていただくよう高原の歴史館などにおける自然・環境保全活動、伝承館、戦国の庭歴史館などにおける文化・芸術活動のこれまで以上の周知と活用・推進に力を入れてまいります。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 昔の時代を幅広く周知することは大事だと思います。私も個人的なことはあまり言ってはいけないのだろうと思うんですが、まちづくりセンターで月1回行われ

る今昔物語に参加させていただいております。とても勉強になります。しかし年齢的には高齢者の方が多く、若者は少ないといったような状況がありますので、今後、周知と活用の努力をしていただきたいと、このように思っております。次に活力ある高等学校の教育の推進についてお伺いをします。施策内容に学校独自の魅力向上への取組を応援するとありますが、具体的な内容はどのようなものであるか、お伺いします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 各校の特色あるスポーツ・文化活動の支援として、公立2校、私立1校への部活動の補助を行っています。また芸北分校には、大半が芸北地域以外からの募集となるため、県内外からの生徒募集支援や魅力化向上への補助、併せて、下宿代の一部助成、バス通学補助を実施しています。千代田高校には、地域から信頼され選ばれる学校として、地域行事等へのボランティア活動や地域活性化に向けた商品開発等への補助、また、進路実現に向けた公営塾への補助を行っております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） この取組は予算にも載っておりますが、特に千代田高校は最近ボランティアでいろいろなところに参加をされております。最近ではマツダスタジアムにボランティアで参加したとか、舞太郎の20歳のときには舞太郎ダンスを踊ったとか、いろいろな取組を学校、行政とやられておるんで、もう少し予算つけてもらいたいところもありますが、続けて活動をしてやっていただきたいと、こういうふうに願っております。次に行きます。令和6年3月の定例会一般質問で、2030年の社会と子どもたちの未来について質問しました。それ以後、経過についてお伺いをしたいと思います。特に、食育について回答がなかったので、これをお聞きしたいというふうに思っております。1つ目は、本町の給食は、よりおいしく食べてもらうために手づくりにこだわる給食を提供しているというふうにお伺いをしました。献立としては、具体的にはコロッケとかグラタンなどが話されたと思いますが、新しく稼働している給食センターでも手づくりで提供されるのか。また、材料については、地産地消などどのように考えているか、お伺いをしたいと思います。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 令和6年9月から稼働した北広島町学校給食センターでは、北広島町学校給食センター整備計画、整備方針に手づくり給食の継続を明記しました。本町の学校給食の大きな特色の一つとして、どこの調理場でも基本的に手づくりを中心とした献立・調理となつており、献立を考える栄養教諭と実際に調理業務を行う調理員が連携し、よりおいしい学校給食の提供に努め、児童生徒からおいしいとの声を聞いております。北広島町学校給食センターでは、調理食数が大きく増えることになりましたが、手づくり給食にこだわる本町の学校給食の特色を継続して取り組んでいます。また、北広島町学校給食センターにおける給食物資の地産地消につきましては、食の安全・安心への取組、生産者と消費者をつなぐ取組としても大変重要なことと考えています。まず、米については、物資発注の段階で100%町内産のものに限定して発注しています。野菜については、使用する野菜の量も相当多く、より多くの品目の地産地消を進めるために、ひろしま農協と連携して、毎月2か月先の旬な野菜で町内産または県内産で収穫が見込まれるものについて、情報共有する会議を設けて、献立を工夫しながら、町内産のものを優先的に納品し、その次に県内産のものを納品するようにして地産地消の推進に努めています。

- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） 詳しく述べていただきましたが、米については100%町内産、地産地消を行われている。副食についても農協と連携して多くの品目を町内の地産地消で納入されていることが分かりました。牛乳についても町内でやられてるところがありますが、これは町内の購入はならないのか、お聞きをいたします。
- 議長（湊俊文） 教育課長。
- 教育課長（植田伸二） 県内の学校給食用牛乳につきましては、供給事業者と価格は広島県が行う入札制度により決定をしております。北広島町は県北の安芸太田町と本町、安芸高田市と同じ業者さんで県内の牛乳が供給されております。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） 入札とかいろんなことがあるんでしょうけど。できれば地産地消をやっていただきたいというふうに思います。次に給食の食べ残しや生ごみはどのくらいあるのか。県内23市町のうち4市町が肥料にしていると言っております。本町においても、農業用の堆肥としてリサイクルしておりますが、どのくらいの量なのか、そしてどのような堆肥にしているのか、お伺いをします。
- 議長（湊俊文） 教育課長。
- 教育課長（植田伸二） 北広島町学校給食センターにおける食べ残しの量は、日によってばらつきがありますが、ある特定の2週間平均で算出すると、おおむね1日当たり13キログラムとなっています。新しいセンターには、環境への配慮として生ごみ処理機を導入しており、調理の下処理で発生した野菜等の皮や給食の食べ残しは可燃ごみとしての廃棄はせず、給食センター内の生ごみ処理機へ投入しています。食品残さは、生ごみ処理機内の微生物の作用により発酵や分解が促進されることで、体積が投入時より10分の1から20分の1程度まで小さくなり、発酵物は専門業者による回収及び一定の処理の上で畑等で使用可能な堆肥となります。今年4月には、昨年9月から半年間に発生した食品残さが処理された堆肥が届き、量としては約50キログラムの堆肥となり、この堆肥は給食センターの受配校へ花や野菜などの学校菜園等での活用を目的に配布しました。専門業者が処理する工場には、他自治体の調理場や民間事業者の食品残さが回収されたものも含まれているため、届けられた堆肥は純粋に北広島町学校給食センターのものだけではございませんが、基本的に約50キログラムの堆肥がおおむね半年に1回のペースで届くことになっております。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） 食べ残しがゼロになるということは基本前提だと思いますが、やはりそういうことにはなかなかいかないので、数量としては少ないんじゃないかなというふうに感じました。次に、急な大雨や台風で休校になった場合、キャンセルができない食材の対応はどうしているか。また、日持ちする野菜など、翌日に回せない豆腐や解凍の魚などの対応はどうになっているか、お伺いします。
- 議長（湊俊文） 教育課長。
- 教育課長（植田伸二） 気象警報の発令等が予想される場合には、万が一休校になつても食材の保存期限に影響を与えないように献立を変更して対応しています。また、突発的な気象警報発令などによる休校や学級閉鎖により別日に回すことができない食材については、食品ロス軽減の観点から、学校や役場内で食材を購入していただき、廃棄する食品がゼロになるように努め

ています。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 廃棄する食材がゼロになるように努めておられるのがよく分かりました。できるだけ食品ロス軽減をやっていただきたいと、このように思います。次に、設置を見送られた太陽光発電設備についてお伺いをします。環境関連の補助金で設置を検討されているかどうかお伺いをします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 給食センターの設計段階では、建物屋上に太陽光発電設備の設置を検討しておりましたが、物価高騰による本体工事費用への影響を考慮したこと、また、建物の構造上、屋上部分にキュービクルや空調室外機を設置せざるを得ず、太陽光発電設備の設置可能スペースが限られることから、建設工事での設置を見送りました。今後の太陽光発電設備の設置につきましては、設置スペースは限られますが、関係課とも連携し、引き続き補助金活用の検討をしてまいります。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） この質問は、また1年後ぐらいに再質問をさせていただきたいというふうに思います。次に食育の充実として、地産地消を推進し、児童生徒の地元農業への理解を深めることで、食の生産過程や循環を学び、地元農業への理解が形成されると考えられています。地元の野菜や米を使った学校給食を小中学校でなく、高校へも提供できれば食育を食べた子どもたちの地元農業への愛着も沸いてくるのではないか。芸北分校では、芸北学校給食センターから給食の配達が行われていますが、千代田高校への給食配達は将来的に考えておられるかどうかお伺いします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 芸北分校への給食提供は、生徒の大半を占める雄学館の寮生や下宿生が昼食の確保が著しく困難な環境であるということから、芸北学校給食センターの稼働に合わせて、平成28年4月から寮生と下宿生のみに限定して提供を開始しています。本町の学校給食調理場は、大前提として町立小中学校への学校給食を提供する施設であり、県立学校への給食提供は想定しておらず、芸北分校への提供は、生徒の大半を占める寮生・下宿生の特例的な対応によるものです。また、学校給食は、単にお昼ご飯としての位置づけだけではなく、食育や給食指導なども踏まえた学校教育の一環として実施しており、芸北分校にも遵守してもらっているところです。仮に千代田高校への給食提供を行う場合には、給食センターの調理能力、調理工程の調整や食器などの備品の購入、配送トラックの整備や高校側の受入改修工事、高校での給食指導業務の追加など、施設整備や費用負担等について多くの整理すべき課題が想定されます。今後、町立小中学校の児童生徒数の減少により、給食センターの調理能力に余裕が出た場合、また芸北分校同様千代田高校生徒の大半が昼食の確保が著しく困難という状況になれば、千代田高校への給食提供も検討できるかとは考えますが、現時点における回答は困難でございます。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 県立ですから、県との協議もあるんだろうと、こういうふうに認識をしました。そしてもう一つ、豊平学園の調理場がもう25年以上建ってから経過しているということであります。今後の見通しというか、計画はどのように考えておられるのか、お伺いしま

す。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 現時点におきまして、例えば来年度とかいったことは、まだ今の調理場の能力的に無理というふうに考えておりまして、ただ、将来的にはそういったことも考えられるものと思っております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 最後に教育長にお伺いしたいと思うんですが、10年後、20年後の児童生徒たちの未来はどのような社会をつくっていくのか。少なくとも10年後の職業の在り方も大きく変わるとと言われております。今、本町の子どもたちにどのような力を育むのか、教育長にお伺いします。

○議長（湊俊文） 教育長。

○教育長（増田隆） 私たちが生きている現代は、グローバル化・情報化が急速に進展をしておりまして、いろいろな出来事が瞬時に世界中に拡散し、一つの出来事が広範囲かつ複雑に広がっていき、先を見通すことがますます難しくなってきています。子どもたちが将来就くことになる職業についても、人工知能やロボットなどの技術革新の影響により大きく変化することになると予測されています。アメリカの研究者によると、子どもたちの65%は将来、今は存在しない職業に就くという予測や今後10年から20年の程度で、今ある仕事の半数近くがロボットやA.Iで自動化される可能性が高いなどの予測がされているところでございます。このような中、学校はグローバル化・情報化・技術革新等といった変化は、全ての子どもたちの生き方に影響するものであるという認識に立って、これからの教育はどうあるべきかを考えなくてはなりません。予測できない未来に対応するためには、社会の変化に受身で対処するのではなく、主体的に向き合うことにより、その過程を通して一人ひとりが自らの可能性を最大限に發揮し、よりよい社会と幸福な人生を自らつくり出すという子どもたちを育てていくことが大切になります。そのためには今までのような、解き方があらかじめ決まっている問題を早く正確に解ける力を育んでいくだけでは不十分であり、これからのお子さんたちには、社会の急激な変化の中でも社会的に、また職業的に自立した人間として高い志と意欲を持って、今まで学んできた知識を礎としながら、膨大な情報の中から、何が重要で、主体的に判断をして、他者と協働しながら、新たな価値を生み出していくことを求められています。そのような力を育むために、現行の学習指導要領においても、主体的・対話的で深い学びを目指して授業改善を進めていくことが明記されています。本町の学校においても同様に、子どもたち一人ひとりの可能性を伸ばし、新しい時代に求められる資質・能力を確実に育成していくことがより一層重要になると考えてございます。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 少しほは理解をさせていただきました。以上で私の質問を終わります。

○議長（湊俊文） これで佐々木議員の質問を終わります。ここで暫時休憩を取ります。2時35分までとします。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～

午後 2時 26分 休憩

午後 2時 35分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。1番、亀岡議員の発言を許します。

○1番（亀岡純一） 1番、亀岡純一です。さきに通告しております財源確保に向けた取組について質問いたします。早速ですが、まず財政と行政について、少し乱暴な言い方かもしれません、いわば財政はお金の入りと出のバランスを取ること、そして、行政はいただいた税を使って、みんなのためになることをするのが仕事ではないでしょうか。もう少し丁寧に言いますと、財政とは、歳入と歳出のバランスであり、行政の役割は、住民から預かった税金を原資にして公共の利益となる事業を実行することではないでしょうかということです。これまで当初予算に際して発表される町長の施政方針では、決まり文句のように「厳しい財政状況」ということが語られてきました。ちなみに今議会での施政方針でも、やはり今後も厳しい財政状況が続くことが想定されますというようなことが書かれてあったと思います。冒頭の言い方をすれば、財政が厳しいというのは、お金の入りが少ないので、みんなのためになる仕事ができませんと言っているようなものではないかという気がするわけであります。果たして、その語られる内容には具体的にどのような指標や根拠を持ってそう言われているのでしょうか。また、厳しい財政状況を前提にして、町の予算を組み、持続可能なまちづくりを行うための財政運営を進めると言われていますが、具体的にはどのような施策が取られていて、その成果はどうなのか。さらに財源確保のために、今後どのような手を打とうとしているのか。その辺りについて質問してみたいと思います。まず、最初の質問です。北広島町一般会計令和5年度決算の概略でありますが、歳入は164億2000万円、歳出は160億9000万円、この差引で形式収支はプラス3億3000万円であります。また、これから翌年度に繰り越される財源を差し引いた実質収支はプラスの2億6000万円となっています。このときの統一的な基準による財務書類も去る3月議会に提出されたところです。そこで、まず初めに、これらを踏まえた最近の本町の財政状況をどう見ておられるのかお尋ねします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 令和5年度の決算額ということでご提示がありましたので、令和5年度につきましてお答えを申し上げます。 令和5年度の一般会計の決算額でございますが、歳入歳出ともに160億円台ということで、こちら大型事業の実施でありますとか、物価、価格高騰などの影響があったとはいえ、第4次北広島町行政改革大綱に掲げます150億円台の決算額を達成できなかったということは反省すべき点だというふうに認識しております。しかしながら、健全な財政運営という視点におきましては、一般財源充当のための基金繰入を行わずに1年間運営できしたことにつきましては評価できる点であろうというふうに考えております。統一的な基準、先ほど財務諸表の件につきまして議員のほうからお話がありましたので、その点につきましても分析を説明させていただきますと、いわゆる公会計の視点から申し上げますと、主な特徴としましては、本町は有形固定資産、いわゆる資産が多く、金額で表しますと596.5億円という金額になります。しかしながら、昨年度と比較しますと19.3億円の減となっております。これは公共施設の数が単に減ったわけではなく、施設の老朽化により資産

価値が減ったというようなことを分析しております。また、行政コストの計算書におきましても、物件費、維持補修費が全体の中で占める割合が非常に高額となっているということから、老朽化した施設などの維持管理や修繕費等にも多額の費用を要しているということ。そういうふうに分析をしておりまして、このことが課題であるというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文）　亀岡議員。

○1番（亀岡純一）　今の答弁で、有形固定資産が約600億円近いですね。それに関わる維持補修費だとか物件費、維持管理・修繕等に多額の費用が要るということを上げられておりましたが、ということはやはり今後も厳しい財政状況が続くという、そういう見通しをお持ちだということでおよろしいでしょうか。

○議長（湊俊文）　財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治）　結論から申し上げますとそういうことになります。本町の財政状況の構造としましては、経常経費と言われるいわゆる固定経費ですね、その部分がかなり大きなウエートを占めております。なので、そちらのほうにいわゆる経済的に必要な部分、どうしても必要な部分についての費用がかさむということがございまして、思うように新たな事業というのができないというようなことが課題として上げられると思っています。ここ数年、特に合併以降なんですかけれども、そうしたところの見直しをというようなことで、各種取組等は進めていますけれども、財政力指数で言いますと、本町は0.3程度の市町ですので、なかなかどうしても税収等で様々な事業を賄っている地方公共団体と比較をしますと、苦しい状況は続くというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文）　亀岡議員。

○1番（亀岡純一）　そこでお伺いするのが、先ほどの第4次の行政改革大綱に150億円台の決算額というものを掲げておられる。これはなぜ150億という数字が出てくるのか、その点について。

○議長（湊俊文）　財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治）　行政改革大綱を策定した際に本町の予算規模をまず最初に設定してたというふうに記憶しております。こちらを130億円台というふうな形で設定していたというふうに考えております。現状、それから既にもう20年近くたっておりますので、社会状況の変化等を踏まえまして、140億円台の予算規模というところでの設定、プラスして決算額、いわゆる予算額は執行してしまえば、またその数字は変化してきます。ですので決算額というところで金額の設定をさせていただいてますということで、決算額を入れさせていただきました。150億円台と設定させていただきました理由につきましては、昨今の社会情勢でありますとか、今後想定をされる公共施設等の改修等、こういったものを踏まえて、予算額ですので、150億円台ということで決算額を設定させていただいております。以上です。

○議長（湊俊文）　亀岡議員。

○1番（亀岡純一）　150億という数字についてのご説明でしたが、決算額ということでもあり、出るほうを抑えようということだとは思いますが、逆に、その表現の仕方かとは思うんですが、入るほうを増やそうというような表現の仕方、目標の設定というようなことにすれば、ちょっと気持ちの点といいますか、違うんじゃないかなという気がしますが、その点はどう思われますか。

○議長（湊俊文）　財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 議員おっしゃられること、まさにそのとおりだと思います。歳入という表現ですれば、かなりイメージ的にも変わってくるのかなというふうに思っております。しかしながら地方公共団体、自治体、本町もそうですけれども、歳入の確保の方法って、かなり限られています。基本的には税収、こちらが全体の約30%から40%程度、地方交付税、こちらのほうは約40%ぐらいだと思うんですけれども、その2つ。しかも地方交付税っていう制度自体を鑑みますと、税収が上がれば地方交付税の額はどんどん下がってきますので、最終的には税収を上げるというようなところに行き着く。それ以外のいわゆる財源を求めるということになりますと、一般財源で申し上げますと、なかなか厳しいかなというふうに考えておりますので、こういう計画上に表現するのは非常に難しいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） そういう事情があるということは理解しますが、次の質問に行ってみたいと思います。次の質問は、これ今の話の関係、出るほうを抑える話だと思いますので、積極的な財源確保策とは言えないかもしれません、一つの例として挙げてみれば、町が力を入れている健康づくり体操などは医療費の抑制や財政支出を抑える予防的な効果という点で期待できるのではないかと考えます。町として、こういった施策の成果はどういうふうに認識しておられますか、お伺いします。

○議長（湊俊文） 町民保健課長。

○町民保健課長（迫井一深） 元気づくり推進事業につきましては、令和6年度で申しますと、総事業費の98.8%を補助事業で実施しております。この事業は生活習慣予防対策や高齢者の介護予防の通いの場として位置づけ、健康寿命の延伸やフレイル予防を目的に住民自らが主体的に活動しているもので、地域で共に運動することで元気になった住民同士が支え合う意識ができて、地域のコミュニティの活性化、地域全体の元気づくりにつながっているものと考えております。ひいては議員ご指摘の医療費抑制や介護給付費の抑制にもつながるものと認識しております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 今、町民保健課長の答弁からも、医療費、介護給付費の抑制につながるだらうというような認識だとお伺いしましたが、この話は、実は昨年、広島県の町村議会議員研修会のとき、昨年だったか一昨年だったか忘れましたが、聞いた話の中で、北広島町さんはこの方面で頑張っておられますということを聞いたことがあります。それがこれなんですけども、そのときに企業において従業員の健康管理を経営的な視点で考えて、戦略的に実践する経営手法のことを健康経営と言うんだと。これはコストではなくて健康投資と捉えるんだと。地方自治においても同じようなことが言えるということだろうと思います。今、課長の答弁の中にあった総事業費の話でありますけども、98.8%補助費でという話がありました。これは総事業費が約3000万円程度の事業費で、そのうち一般財源が37万円程度だったと思いますが、その点についてまず、それでよろしいでしょうか。

○議長（湊俊文） 町民保健課長。

○町民保健課長（迫井一深） 元気づくり推進事業、歳出につきましては、参加者、後期高齢者、国保の被保険者、介護認定のある方ということで、一般会計と国保特会、介護特会のほうで支出しております。一般会計、後期高齢者につきましては、県の後期高齢者医療制度特別対策補

助金が全額補助事業として町のほうに入っています。国民健康保険につきましては、調整交付金の保健事業分として、こちらも全額100%の補助になります。介護特会のほうは地域支援事業費交付金、こちらのほうは午前中にも福祉課長が説明しておりましたが、12.5%が一般財ということになっておりますので、議員言われましたように37万円程度が一般財ということになっております。

○議長（湊俊文）　亀岡議員。

○1番（亀岡純一）　詳しく説明していただきましたが、要するに37万円程度でこの事業、言つてみれば、町としては37万円程度でこの事業をやっていると。それで多くの方、特に高齢者の方たちの健康維持に貢献しているというふうに考えれば、それはかなり有効な手段といいますか、よい施策だというふうに言えるんじゃないかというふうに思うんですが、その点の捉え方、もう一度どうでしょう。

○議長（湊俊文）　町民保健課長。

○町民保健課長（迫井一深）　この事業を始めて約12年になります。先ほども申しましたが、住民主体で地域の方が誘い合って健康づくり、あるいは介護予防に取り組んでいただけるといったところで大変有用な事業だと考えております。

○議長（湊俊文）　亀岡議員。

○1番（亀岡純一）　町として、北広島町がこれまでに実施してきた施策の中で、財源確保に一定の成果を上げたと評価できるものには、具体的にどういった事例が挙げられるのかお聞きしてみたいと思います。

○議長（湊俊文）　財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治）　歳出面におきましては、議員からご発言がありましたような健康づくりの事業もそういった目線で見れば財源確保という目線になると思います。歳入に特化して申し上げますと、過去数年で比較をしてみると、国庫支出金、都道府県支出金、寄附金、こちらが大きな収入の増となっております。国庫支出金、都道府県支出金につきましては地方創生の事業でありますとか、あと物価高騰対策、そういった国の施策、政策によりまして増額した面がありますが、財源を確保するという感覚を予算の編成段階において、今周知を行っているところでございます。そういうところでの成果がある程度出ているのかなというふうには考えております。各課におきまして事業をやるに当たって、単に一般財源でやるのではなく、活用できる国の財源、県の財源、ほかの団体の財源等はないかというところをしっかりと研究していただいて、そういう成績も出てきているのではないかというふうに認識しております。またもう1点寄附金、ふるさと寄附金、こちらのほうが大きく伸びております。こちらのほうはまちづくり会社はなえーる等の設立などによりまして、そういう部分、いわゆるふるさと寄附金の部分を強化していくところの成果があるのではないかというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文）　亀岡議員。

○1番（亀岡純一）　財源確保に積極的に努力しておられる、努めておられるという話でありますが、非常にその点については評価されることではないかというふうに思います。今まで出た話の中で寄附金の話がありましたが、大幅増ということでしたが、前年比、前年と比べてどの程度の増ということでお話をされているのか、お伺いします。

○議長（湊俊文）　財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 寄附金だけで申し上げますと、前年度からで比較をしますと若干ほ
かの寄附金等も入っておりますので、減額になりますので、すみません、ふるさと寄附ではな
く寄附金全体で申し上げますと、例えば平成27年から令和5年を比較をしますと、27年が
3700万に対して、令和5年が1億9900万円というような増額幅になっております。以
上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） これは平成27年との比較ですから、はっきりとこのふるさと納税の効果が
特にまちづくり、地域商社はなえーるができるから伸びも大きいんじゃないかというふうに
思います。次の質問になるんですけども、今年度、あるいは来年度以降の計画の中で、財源確
保につながると見込まれる事業、あるいは取組についてどのような考え方をお持ちでしょうか。
財政政策課のみならず各課レベルでのアイデアがあれば併せてお伺いしたいと思います。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 先ほど申し上げましたふるさと寄附金、個人版も企業版も含めてで
ございますが、有効な財源確保の手段の一つであり、引き続き、その確保に向けて取り組んで
まいりたいとは考えております。また、各課レベルでということで申し上げますと、第4次北
広島町行政改革大綱にも掲げております公有財産の売払いでありますとか、そのほかの資産の
売払い、ネーミングライツの推進でありますとか、歳入の確保という面でいきますと、税であ
りますとか料、いわゆる税や料といわれる部分の収納率の向上、これに取り組むというのも財
源確保の一つの方策であるというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 財政政策課長、さらっと言っていただきましたが、地道な努力を続けておら
れるということは理解します。要するに聞きたかったのは、もう少し具体的に今年度の事業の
中で、こういう事業がそれに当たるんじゃないか。その目玉、目玉っていう言い方おかしいか
もしませんが、積極的な財源確保につながるんじゃないかというような具体的な事業とい
うのが各課の、例えば農林課だとかまちづくりのほうだと、あるいは商工観光とかの具体的な
事業は何か出てくるのかなというふうに期待しとったんですが、出し惜しみされてませんか。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） いわゆる直下で今すぐに効果が出るという歳入確保策って、先ほど
も申し上げましたように、ちょっと地方公共団体の施策の中ではなかなか難しいかなという
ところがあります。例えばふるさと納税をかなり高額に集めましょうといった団体、ご存じだと思
うんですけど、かなり規制が入ったりとかいうようなことで、いわゆるそういった一般財
源を確保するための手段としての事業というのはなかなか町という立場ではなかなか出しづら
いかなというところであります。将来的に財源を確保する、できるものという投資のいわゆる
先行投資部分で現在はお金をかけておりますが、最終的には町の財政の利益、または町民の皆
さんの利益になるであろうというものでありますと、先ほど申し上げました健康増進であります
とか、あるいはゼロカーボンの事業につきましても、そういうところにつながってくると思
いますし、そういういた先行投資に見える、いわゆる今すぐに成果を求められたら非常に厳しい
ものはあるんですが、将来的に見ると成果があるというものにつきまして事業として実施をし
ておりますので、そういう目線で見ていただければというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 一方で、財源の厳しさが繰り返し指摘されている中、新たな事業も次々と展開されています。限られた財源の中で新規事業に踏み切る際、町としてどのような判断基準や優先順位を基に実施を決定しているのか、考え方をお伺いします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 事業の決定に関するこだわると思います。第2次北広島町長期総合計画改訂版でありますとか、第3期北広島町総合戦略、その中の施策分野に基づきまして基本的に事業を実施をするものを決めさせていただいております。さらにその時々の社会経済情勢、住民ニーズに的確に応えていくために実施する事業など、こうした判断基準の下で施策的位置づけでありますとか住民ニーズ、あと事業効果、緊急度、金額、確保できる財源、こうしたものを総合的に判断した上で事業を予算化するという形で決定をさせていただいております。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 大きくは長期総合計画だとか総合戦略だとか、そういうところを基にして、判断基準として幾つか上げていただきました。今、何点か上げていただいて、総合的に判断するということでありましたが、中でも優先順位として高いものというのはどれになるでしょうか。何を重視するのかということですが、いかがでしょう。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） あくまでこの予算という考え方の中で発言をさせていただきます。予算の考え方の中で言えば一番最初に重視しなければいけないのは緊急度であろうというふうに考えております。併せて施策に、本町の施策の根幹であります長期総合計画のどういったところに反映をしていけることができるのかというところでの判断が優先になるというふうに考えております。それと昨今、目まぐるしく社会情勢等も変わっております。そうしたものも例えば具体的に言えば、最近で言えばデジタルの関係などは、かなり経費はかかるんですけれども、もしやらなかつたときのことを考えたときには、これもいわゆる緊急度があるというふうには判断できるのではないかというふうに考えております。そうした目線において判断をさせていただいているというような状況でございます。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 社会的な情勢も大きく影響しているということですね。先ほどから少し話が出てます個人版・企業版ふるさと納税であります、財源確保の手段として非常に有効な制度だと考えております。今後さらにこの制度に力を入れて事業を伸ばしていくという考えがおありかどうか、また、使い道は限定されますが、有効に活用していくその考え方についてもお伺いしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 個人版ふるさと寄附につきましては、本町の多岐にわたる施策を実施する上で非常に有効な財源であると考えております。令和6年度におきましては、トップアスリート支援事業分、きたひろ応援ファンド事業分を合わせて2億1000万円余りのご寄附をいただきました。今後の取組につきましては、引き続き、一般社団法人北広島町まちづくり会社はなえーると連携し、さらなる寄附額の増加を目指してまいります。有効な活用につきましては、これまで各種事業に充当し、活用させていただいております。今後も寄附者の意向に沿いながら、脱炭素社会を目指した事業、協働のまちづくり事業、スポーツをキーワ

ードとした事業などへの活用を考えております。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 企業版ふるさと納税につきましてお答えをいたします。企業版ふるさと納税でございますが、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトの事業等に対して企業の皆様から寄附をいただくというようなものでございます。本町では第3期北広島町総合戦略がそれに当たります。昨年度は11の企業から3080万円のご寄附をいただいております。中には事業の趣旨にご理解をいただきまして継続的に寄附をいただいているものもございます。これまで寄附をいただいている企業の皆様との連携を大事にしながら、また1社でも多くの企業の皆様に本町の施策にご賛同いただけるように、引き続き第3期北広島町総合戦略に掲げる事業のPRに努めてまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） ふるさと納税については、引き続き力を入れていくことでよろしいですね、確認です。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 財政政策課のほうからお答えをさせていただきます。個人版・企業版ともにふるさと寄附、今制度自体が出来上がっております。これはかなり財源を確保するには有効な手段であろうというふうに考えております。昨今様々に新聞記事等にもなかなかいろいろなやり方をされてるなと思いながら見させていただいているんですが、そうしたものも注視しながら、引き続き活用できるものを活用するという視点において続けていければというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 個人版ふるさと寄附のほうについては2億円を超えてるという話。それから企業版ふるさと納税のほうは3000万円超ということで、これ非常に広く多くの方から寄附をいただいているわけでありますて、大変ありがたいことだというふうに思います。また直接寄附金という財源確保につながるだけではなくて、返礼品という形で町内産品が提供される点からも地域資源の開発や商品開発、地域経済の活性化などに寄与するという点からも評価されると思うんですが、その点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 今議員がおっしゃられましたとおり、地域に対してすごく寄与している事業だと思って進めております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） そういう意味でも地域経済の活性化につながるという点広く考えて、推進していただければというふうに思っております。また、次の質問でありますが、現在の予算編成において、限られた財源の中で事業の選択と集中が求められています。既存事業の見直しや廃止、あるいは効果が不透明な支出の削減、そういった根本的な財源の再配分について町としてどのような議論や方針を持っておられるのかお伺いします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 毎年度予算編成を行います。その中の事務におきまして、まず編成方針というのを決定いたします。どの施策や事業に力を入れて実施をしていくか。そのための財源をどのように捻出していくか、こうしたことを町全体で十分に議論した上で予算を作成し

てまいっております。活用できる財源限られております。毎年こうした表現、限られた財源の中でという表現をさせていただいております。実際、一般財源が次年度においてどのぐらい出るかというのはある程度試算をした上で予算組みを行っております。その中で枠に収まらないことがほとんどなんすけれども、そうした中で、限られた財源の中で何を集中的にやっていくかっていうところを選択しながら、事業を実施するに当たってはその財源があるのかというところを目線を置いて、事業の実施、拡充行う際には、例えば財源がありましたら、国や県その他の補助金、交付金等町債などの特定財源の確保のほか、必要な一般財源確保の方法として、今度は歳出部分になりますが、選択と集中でありますとか、スクラップ&ビルト、こうした考え方、全ての考え方を編成方針のほうで盛り込みまして、事業の金額精査や実施自体の見直し、廃止の検討、そうしたものも含めて実施をしている状況でございます。ほかの目線としましても、事業の先送りによる将来事業の平準化でございますとか、求められる社会状況の変化や住民ニーズに的確に対応していくための事業実施時期や金額の見直しでありますとか、あるいは緊急度が高まった事業の優先的な実施、こうした考え方なども財源の再配分を行っていく上では必要不可欠なことであるというふうに考えております。予算編成方針におきまして、こうした考え方を周知徹底をして、各課要求、協議、査定を行った上で、その年の予算を決定し、議会のほうへ提案をさせていただいております。こういった過程におきまして検討させていただいている状況でございます。以上です。

○議長（湊俊文）　亀岡議員。

○1番（亀岡純一）　予算の配分や再配分ということにおいては、往々にしてこちらを立てればあちらが立たずといったことが起こるということは想像できるわけで、なかなか大変だと思いますが、こうした中で、町全体で十分に議論した上で予算を作成しているというお話をしたが、そういう答弁だったと思いますが、十分に議論している点について、もう少し具体的にといいますか、何かお話をいただければお答え願います。

○議長（湊俊文）　財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治）　予算を編成する前段階において政策協議という、いわゆる政策を決めていくという過程を実施しております。その中で、毎年どういった事業を実施していくかというところをある程度頭出しをした段階で、それに基づいて予算を編成をさせていただいているという過程を踏んでおります。さらに、予算のある程度のフレーム、形が確定した段階におきまして、いわゆる財政部局の査定でありますとか、町長のところの査定でありますとか、副町長のところのレクでありますとか、そういったところで議論をさせていただいた上で決定をさせていただいているという内容になっております。以上です。

○議長（湊俊文）　亀岡議員。

○1番（亀岡純一）　この点については何回お聞きしても十分に議論しているということだと思いますが、様々な要件、様々な条件上げていただきましたけども、そういう状況だとか、そのときの社会情勢だとかいった内容含めて、より一層この点については予算の編成において、また再編再配分といったところにおいても、しっかりと考えていいっていただきたい。同時に、その編成に至る経過とか内容についても当然議会に対してそうですが、分かりやすくと言いますか、きちんと説明がつくような説明の仕方といいますか、そういうことに努めていただきたいなどいうような思いはございますので、申し伝えておきたいと思います。最後の質問になります。これ参考までの提案です。中国新聞社主催の中国短編文学賞には毎年多くの応募があるようで

あります。今年も受賞者が発表されておりました。これに倣って、きたひろ文学賞といった北広島町を題材にした文学作品を全国から募集するような企画を実施してみてはどうでしょうかという提案です。町のPRや地域資源の発掘にもつながる可能性があると考えますので、町としてのご意見をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（湊俊文）副町長。

○副町長（畠田正法）議員ご提案の件でございますけども、北広島町の認知度を上げる、あるいは興味を持っていただくということにおいては一つのアイデアだと思います。本町を知りたい、興味を持つていただき、来訪していただき。あるいはふるさと納税につなげていくというふうな流れの中で経済的なメリットを生み出せるような取組として考えていきたいと思っております。

○議長（湊俊文）亀岡議員。

○1番（亀岡純一）前向きに考えていただくということだと思いますが、どの程度前向きに考えていかれるのか、再度お伺いしてみたいと思います。

○議長（湊俊文）副町長。

○副町長（畠田正法）考えるということではありますけども、このアイデアそのものを実施したときにそこら辺の有効性だったり効果だったり、実際の流れとしてどうなるのかというところも少し検証しないといけないと思いますし、ただ単に出すだけであれば、この賞の例えれば価値であったりステータスであったりというところを理解していかないと、応募につながっていないというふうなこともありますし、その応募していただいたものが本町のPRにつながるのかというところの道筋も少し考えていかないと、これを今すぐ実施するということにはならないとは思います。

○議長（湊俊文）亀岡議員。

○1番（亀岡純一）今すぐということではないにしても、これは実施したときの波及効果、その後のことを想像していただければ、様々な方面により、プラスの影響が期待できるのではないかなどというふうに思います。ぜひとも前向きに取り組んでいただきたいということを申し添えて、私の今回の質問を終わります。

○議長（湊俊文）これで亀岡議員の質問を終わります。お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、明日13日に延会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文）ご異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会といたします。なお、明日の会議は午前10時から、本日に引き続き一般質問を行います。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

午後 3時 20分 閉会

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～